

計画の内容

計画の内容

1 計画目標年度

(1) テーマ・基本方針

1) 基本方針

本計画は、綾瀬川、古綾瀬川、伝右川、毛長川等の流域内河川の水環境を流域が一体となって改善していくための目標を設定し、その目標の達成及び維持していくための水環境改善施策を推進していくものとする。

また、多様な生態系の保全・創出、親水性の向上を図り、流域住民と協働し、地域に愛される綾瀬川の再生を目指していくものとする。

**更なる水質改善対策を推進（目標の達成と維持）
生物が生息しやすい川、身近に感じられる川づくりを推進
流域住民との連携強化**

2) テーマ

綾瀬川をきれいにするために地域が一体となり進めてきた「綾瀬川河川懇談会」、「綾瀬川清流ルネッサンス21計画」の水環境改善の理念を踏襲する。

あやせ川 街の顔です 心です

3) 計画の内容

本計画は、綾瀬川流域における水環境改善を実感できる指標として、水質目標、流量目標、水環境目標、排出負荷量の削減目標を設定し、目標を達成するための施策として、流域内対策、河川内対策、河川環境等の維持・保全対策、水辺空間の整備、住民参画による水環境改善への取り組みに関わる施策を実施していくものである。

また、計画目標は平成22年（西暦2010年）における達成を目指す。

**綾瀬川における水環境改善を実感できる指標として計画目標を設定
水質改善施策に加え、生物の生息環境の保全、周辺環境の整備などの施策
を推進**

(2) 目標年次

綾瀬川清流ルネッサンス 計画は、綾瀬川清流ルネッサンス21終了年である西暦2000年次（平成12年次）を現況基準年とし、西暦2010年次（平成22年次）を目標年次とする。

表 -1 計画目標年次

西暦 2000 年 (平成 12 年)	現況基準年
西暦 2005 年 (平成 17 年)	中間見直し年
西暦 2010 年 (平成 22 年)	計画目標年

2 綾瀬川等において緊急的に改善を要する目標水環境

(1) 水環境改善目標の考え方

流域が一体となって水環境改善に取り組める目標を設定する。目標の設定は、流域住民に具体的で分かりやすい目標とし、住民に施策の効果が目に見えるものとする。

(2) 水環境改善目標項目と目標の設定

1) 水環境改善目標項目の設定

本計画の目標は、「水質目標」、「流量目標」、「水環境目標」、「排出負荷量の削減目標」を設定する。

水質目標については BOD、DO、透視度を設定し、流量目標は定性的な目標とする。また、水環境目標については、各ブロック毎に透明感、臭気・水の色、ゴミ、生物、水辺の利用等ブロックの特徴に応じて設定する。排出負荷量の削減目標は平成 22 年までの達成数値を設定する。

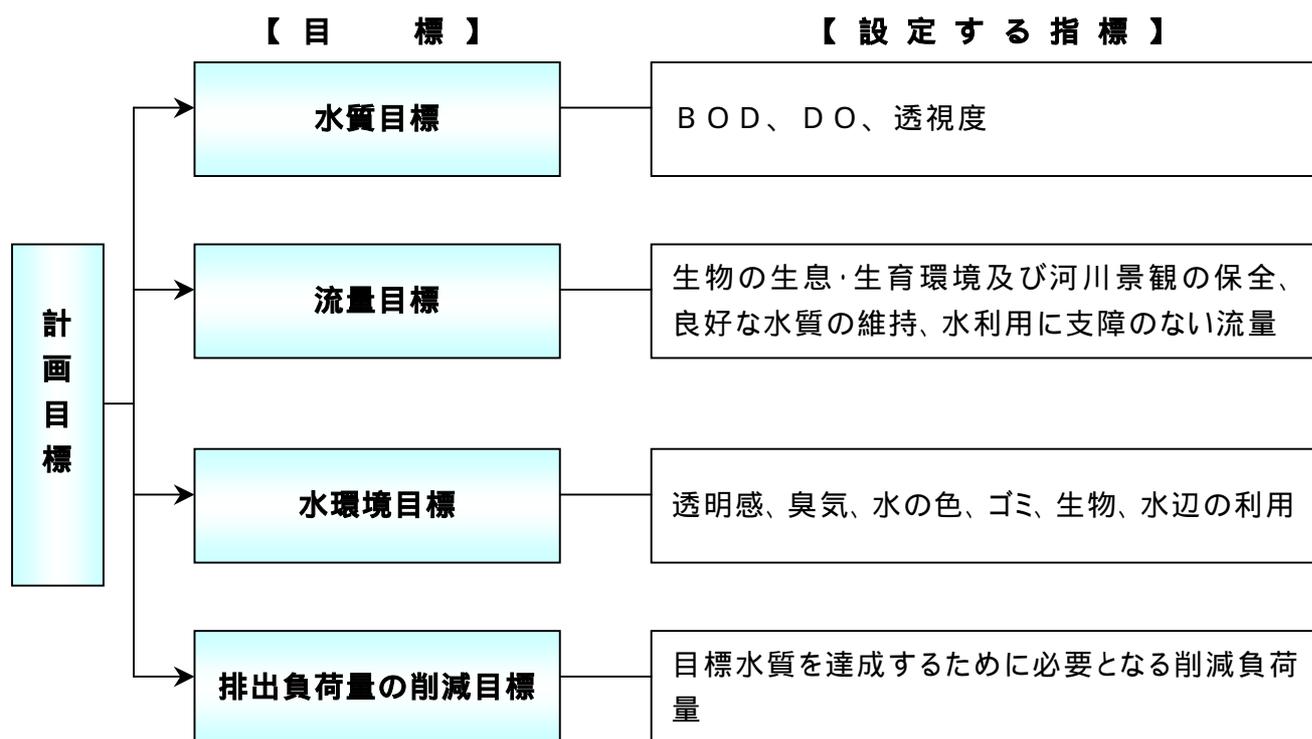


図 -1 計画目標の設定項目

2) 水質目標

この水質目標は、水環境改善施策の効果を把握するための行政目標であるとともに、流域住民の水環境改善努力を把握するための市民環境基準となる目標として設定する。

BOD

本計画の目標は、流域全体で年間を通じた水質改善を目指すものとする。綾瀬川本川では、全川を通して通年でBOD5mg/l以下の達成を目標とする。支川については、現況水質の改善状況を勘案した達成可能な目標とする。

目標を達成するために各ブロックの綾瀬川本川並びに各支川において水質目標基準地点を設定する。

表 -2 水質目標(BOD通年)

ブロック名	河川名	地点名	計画目標値
A	綾瀬川	大針橋	5mg/l 以下
A		関橋	
B		暇橋	
D		槐戸橋	
E		手代橋	
E		内匠橋	
I		新加平橋	
J		綾瀬水門	
F		古綾瀬川	
F	古川橋		10mg/l 以下
E	伝右川	伝右橋	5mg/l 以下
G		新伝右橋	10mg/l 以下
C	出羽堀	出羽堀最下流	5mg/l 以下
E	毛長川	鷲宮橋	5mg/l 以下
H		谷塚橋	10mg/l 以下
A	原市沼川	境橋	5mg/l 以下
B	深作川	宮ヶ塔橋	5mg/l 以下
B	黒谷落	尾ヶ崎新田堰	5mg/l 以下
H	辰井川	上町境橋	10mg/l 以下

水質目標 (BOD)

H12



H22



DO

綾瀬川本川において、通年で5mg/l以上を目標とし、既に達成している地点は7.5mg/l以上とする。

支川については、通年で3mg/l以上を目標とし、既に達成している地点では5mg/l以上を目標とする。

表 -3 水質目標(DO通年)

ブロック名	河川名	地点名	計画目標値
A	綾瀬川	大針橋	7.5mg/l 以上
A		関橋	7.5mg/l 以上
B		暇橋	5mg/l 以上
D		槐戸橋	
E		手代橋	
E		内匠橋	
I		新加平橋	
J		綾瀬水門	
F		古綾瀬川	綾瀬川合流点前
F	古川橋		3mg/l 以上
E	伝右川	伝右橋	3mg/l 以上
G		新伝右橋	3mg/l 以上
C	出羽堀	出羽堀最下流	5mg/l 以上
E	毛長川	鷲宮橋	3mg/l 以上
H		谷塚橋	5mg/l 以上
A	原市沼川	境橋	3mg/l 以上
B	深作川	宮ヶ塔橋	5mg/l 以上
B	黒谷落	尾ヶ崎新田堰	5mg/l 以上
H	辰井川	上町境橋	3mg/l 以上

水質目標 (D0)

H12



H22



透視度

本川及び支川ともに透視度 50 cm以上を目標とする。清流の実現に向けて、透視度を通年確保することにより、流域の人々の水環境への意識を向上させるとともに、かつての清らかなイメージを達成するために透視度を各地点に設定する。なお、感潮区間では、塩分濃度等によって透視度が淡水区間より低下することがある。

表 -4 水質目標(透視度)

ブロック名	河川名	地点名	計画目標値
A	綾瀬川	大針橋	> 50
A		関橋	
B		暇橋	
D		槐戸橋	
E		手代橋	
E		内匠橋	
I		新加平橋	
J		綾瀬水門	
F	古綾瀬川	綾瀬川合流点前	> 50
F		古川橋	> 50
E	伝右川	伝右橋	> 50
G		新伝右橋	> 50
C	出羽堀	出羽堀最下流	> 50
E	毛長川	鷲宮橋	> 50
H		谷塚橋	> 50
A	原市沼川	境橋	> 50
B	深作川	宮ヶ塔橋	> 50
B	黒谷落	尾ヶ崎新田堰	> 50
H	辰井川	上町境橋	> 50

水質目標（透視度）

H12



H22



3) 流量目標

綾瀬川では、自己流量が少なく、灌漑期と非灌漑期では流量の特性も異なり、かつ他流域からの流量に依存する傾向にあるため、数値による目標は設定せずに水質改善、良好な河川環境の保全、親水性の向上の実現を努力目標とする。

「生物の生息・生育環境の保全、良好な水質の維持、河川景観の保全等に支障のない流量を確保・維持する」

水質改善

非灌漑期の水質悪化は、流量の減少と流域からの過大な排水負荷に起因するものである。従って、綾瀬川の水質改善施策としては、流域の負荷削減対策の推進により対応するとともに、下水処理水の還元、浄化用水の導入によって流量を確保していくことが必要となる。

良好な河川環境の保全

良好な河川環境の保全（生物の生息・生育環境の保全、河川景観の保全、良好な水質の維持）に支障をきたさない流量を確保することが必要となる。

親水性の向上

流域住民は、水辺へのアクセス性の向上、親水施設・公園の整備等、水に触れ親しめる綾瀬川を望んでおり、これらの水利用に支障をきたさない流量を確保する必要がある。

4) 水環境目標

流域住民が綾瀬川流域の水環境改善を視覚的に実感でき、親しみやすい指標を目安とした市民環境基準を目標として設定する。

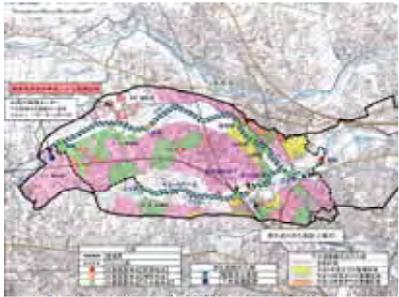
水環境目標の設定は、水質の現状、汚濁負荷の特性、河道形態等を踏まえ、各ブロック毎に目標とするあるべき姿を定め、その目標に向けて各指標による水環境目標を設定することにより、流域住民の水環境改善への取り組みを促していくものとする。

設定する項目としては、透明感、臭気・水の色、ゴミの浮遊、生物の生息・生育（魚類、底生動物、水生植物等）、水辺の利用状況等、ブロックの特徴に応じて設定する。

Aブロック（蓮田市・桶川市・伊奈町・上尾市）

- あるべき姿 -

田園的な風景の中で水辺に親しめ、多様な生き物が生息生育可能な水環境を保全するため、春の小川の姿を目標とする。

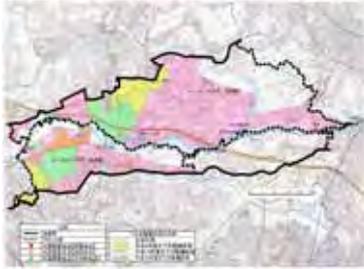
ブロック図	立会橋地点	境橋地点
		

指 標	目 標	
川 の 中	透明感	橋から川底が見え、川の中に入ってみたいと感じられる川らしさを目指す。
	臭気・水の色	不快でない臭い、濁りや色がない川らしさを目指す。
	川のゴミ	水際や川の中にゴミがなく、川底がきれいな川らしさを目指す。
生 物	魚類	本川や原市沼川、周囲の農業用水路にドジョウ、オイカワ、ヨシノボリ、メダカ等の魚類が生息できる川らしさを目指す。
	底生動物	スジエビ、カワニナ等が生息できる川らしさを目指す。
	植生	ヨシ、マコモ等の抽水性植物や沈水性植物が生育する川らしさを目指す。
	その他生物	本川ではゲンジボタル、小水路ではヘイケボタルが生息可能な水辺のある川らしさを目指す。
水辺の利用	子どもたちの体験活動、釣りや散策等の水辺利用を可能とするよう、管理用通路を活用した遊歩道の整備により水辺に親しめる川らしさを目指す。	
水辺の風景	周囲の田園的風景と調和し、周りにゴミがなく、水辺に近づけやすく、水の心地よい音が聞こえ、水辺で憩える川らしさを目指す。	

Bブロック（さいたま市）

- あるべき姿 -

都市と田園が共生した空間、清らかな流れを回復し、水辺を育む水環境を確保していくため、さらさらと流れる水の姿を目標とする。

ブロック図	堰橋地点	尾ヶ崎新田堰地点
		

指 標		目 標
川 の 中	透明感	橋から川底が見え、川の中に入ってみたいと感じられる川らしさを目指す。
	臭気・水の色	不快でない臭い、濁りや色がない川らしさを目指す。
	川のゴミ	水際や川の中にゴミや浮遊物がなく、川底がきれいな川らしさを目指す。
生 物	魚類	本川ではドジョウ、モツゴ、ヨシノボリ等の魚類が生息できる川らしさを目指す。黒谷落等の支川、小水路ではメダカ等の魚類が生育できる川らしさを目指す。
	底生動物	テナガエビやスジエビ、カワニナ等が生息する川らしさを目指す。
	植生	ヨシやマコモ等の抽水性植物や沈水性植物の良好な生育環境を確保し、河岸植生が見られる川らしさを目指す。
	その他生物	本川ではゲンジボタル、小水路ではヘイケボタルが生息可能な水辺のある川らしさを目指す。
水辺の利用		子どもたちの体験活動、釣りや散策等の水辺利用を可能とするよう、管理用通路や遊歩道及び親水公園等の整備により水辺に親しめる川らしさを目指す。
水辺の風景		周囲の田園的風景やまちづくりと調和し、周りにゴミがなく、水辺に近づけやすく、水の流れが見え、水辺で憩える川らしさを目指す。

Cブロック（越谷市）

- あるべき姿 -

市街地の中で河川の自然的な景観を有する空間、水に親しめ、水辺を楽しむ水環境を実現していくため、透明感のある水の姿を目標とする。

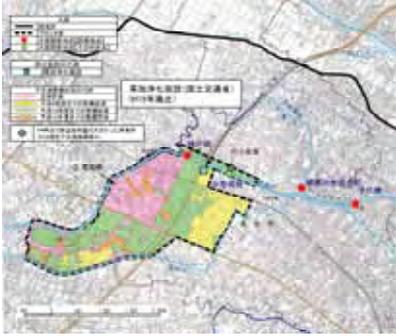
ブロック図	一の橋地点	愛宕橋地点
		

指 標		目 標
川の中	透明感	橋から川底が見え、川の中に入ってみたいと感じられる川らしさを目指す。支川や小水路では水量感と透明感のある川らしさを目指す。
	臭気・水の色	不快でない臭い、濁りや色がない川らしさを目指す。
	川のゴミ	水際や川の中にゴミや浮遊物がなく、川底がきれいな川らしさを目指す。
生物	魚類	本川ではドジョウ、モツゴ、ヨシノボリ等の魚類が生息できる川らしさを目指す。また、蒲生愛宕川等の支川ではメダカ等が生息できる川らしさを目指す。
	底生動物	本川ではスジエビ、カワニナ等が生息する川らしさを目指す。支川ではコガタシマトビケラやオオシマトビケラ等が生息する川らしさを目指す。
	植生	ヨシ等の抽水性植物や沈水性植物の良好な生育環境を確保し、河岸植生が見られる川らしさを目指す。
	その他生物	本川ではゲンジボタル、小水路ではヘイケボタルが生息可能な水辺のある川らしさを目指す。
水辺の利用		子どもたちの体験活動、釣りや散策等の水辺利用を可能とするよう、管理用通路や遊歩道等の整備により水辺に親しめる川らしさを目指す。
水辺の風景		住宅地内の貴重な水辺空間であることから、清潔な外観で水辺に近づきやすく、水の流れが見え、水辺で憩える川らしさを目指す。

Dブロック（草加市）

- あるべき姿 -

綾瀬川の水の歴史を有するシンボル空間、かつての水のイメージを改善し、水辺を活かした都市再生を図るため、水に親しむことのできる姿を目標とする。

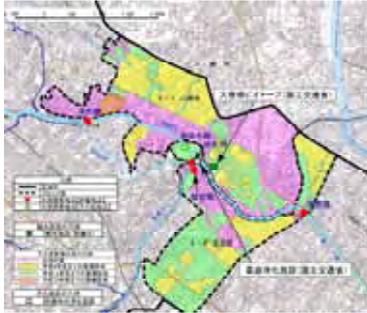
ブロック図	手代橋地点	草加松原地点
		

指 標	目 標
川の中	透明感 橋から川底が見え、川の中に入ってみたいと感じられる川らしさを目指す。
	臭気・水の色 不快でない臭い、濁りや色がない川らしさを目指す。
	川のゴミ 水際や川の中にゴミや浮遊物がなく、川底がきれいな川らしさを目指す。
生物	魚類 オイカワやドジョウ、モツゴ等の魚類が生息できる川らしさを目指す。
	底生動物 カワゲラ、テナガエビやスジエビ等が生息する川らしさを目指す。
	植生 ヨシ等の抽水性植物や沈水性植物の良好な生育環境を確保し、河岸植生が見られる川らしさを目指す。
	その他生物 ゲンジボタルが生息可能な水辺のある川らしさを目指す。
水辺の利用	子どもたちの体験活動、釣りや散策等の水辺利用、水辺に触れられ水辺に親しめる川らしさを目指す。
水辺の風景	美しい倒景を生み出す草加松原の松並木の景観を保全や水辺を活かしたまちづくりと一体となって、ゴミが無く、水辺に近づけやすく、水の流れが見え、水辺で憩える川らしさを目指す。

Eブロック（八潮市・足立区）

- あるべき姿 -

市街地の中で唯一残された自然空間、地域の身近な水辺環境を意識できる水環境を回復するため、透明感のある水の姿を目標とする。

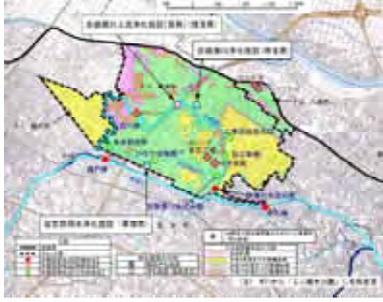
ブロック図	内匠橋地点	三川合流点地点
		

指 標	目 標	
川 の 中	透明感	橋から川底が見え、水辺に近づきたいと思わせる川らしさを目指す。
	臭気・水の色	不快でない臭い、濁りや色がない川らしさを目指す。
	川のゴミ	水際や川の中にゴミや浮遊物がなく、川底がきれいな川らしさを目指す。
生 物	魚類	ドジョウ、モツゴ等の魚類が生息できる川らしさを目指す。
	底生動物	コガタシマトビケラやオオシマトビケラ、テナガエビやスジエビ等が生息する川らしさを目指す。
	植生	河岸に様々な植生が見られる良好な生育環境を確保した川らしさを目指す。
	その他生物	ゲンジボタルが生息可能な水辺のある川らしさを目指す。
水辺の利用	子どもたちの体験活動、釣りや散策等の水辺利用、水辺に触れられ、水辺に親しめる川らしさを目指す。	
水辺の風景	開放的な水辺空間を活かし、周りにゴミがなく、水辺に近づけやすく、水の流れが見え、水辺で憩える川らしさを目指す。	

Fブロック（越谷市・草加市・八潮市）

- あるべき姿 -

市街化が進んでいる都市内にある水辺空間、身近に感じられる良好な水環境を回復するため、水の色がきれいな姿を目標とする。

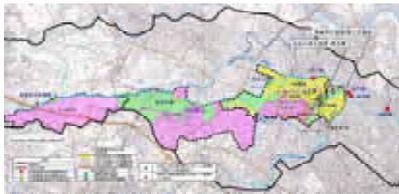
ブロック図	綾瀬川合流点地点	越戸橋地点
		

指 標	目 標	
川の中	透明感	橋から川底が見え、水辺に近づきたいと思わせる川らしさを目指す。
	臭気・水の色	不快でない臭い、濁りや色がない川らしさを目指す。
	川のゴミ	水際や川の中にゴミや浮遊物がなく、川底がきれいな川らしさを目指す。
生物	魚類	オイカワ、ドジョウ、モツゴ等の魚類が生息できる川らしさを目指す。
	底生動物	コガタシマトビケラやオオシマトビケラ、テナガエビやスジエビ等が生息する川らしさを目指す。
	植生	河岸に様々な植生が見られる良好な生育環境を確保した川らしさを目指す。
	その他生物	ゲンジボタルが生息可能な水辺のある川らしさを目指す。
水辺の利用	子どもたちの体験活動、釣りや散策等の水辺利用、水辺に触れられ、水辺に親しめる川らしさを目指す。	
水辺の風景	開放的な水辺空間を活かし、まちづくりと一体となって周りにゴミがなく、水辺に近づけやすく、水の流れが見え、水辺で憩える川らしさを目指す。	

Gブロック（さいたま市・川口市・草加市・八潮市）

- あるべき姿 -

都市化が進展する一方で田園風景が残る水空間、街の中の河川や水路の再生を図り、良好な水環境を伝えていくため、美しい水辺の本来の姿を目標とする。

ブロック図	新伝右橋地点	伝右橋（上）地点
		

指 標		目 標
川 の 中	透明感	橋から川底が見え、水辺に近づきたいと思われる川らしさを目指す。
	臭気・水の色	不快でない臭い、濁りや色がない川らしさを目指す。
	川のゴミ	水際や川の中にゴミや浮遊物がなく、川底がきれいな川らしさを目指す。
生 物	魚類	河川内ではオイカワ、ドジョウ、モツゴ等の魚類が生息でき、小水路ではメダカ等が生息できる川らしさを目指す。
	底生動物	コガタシマトビケラやオオシマトビケラ、テナガエビやスジエビ等が生息する川らしさを目指す。
	植生	ヨシ、マコモ等抽水性植物や沈水性植物の良好な生育環境を確保し、河岸植生が見られる川らしさを目指す。
	その他生物	ゲンジボタルが生息可能な水辺のある川らしさを目指す。
水辺の利用		子どもたちの体験活動、釣りや散策等の水辺利用、水辺に触れられ、水辺を見て親しめる川らしさを目指す。
水辺の風景		周囲の田園風景や都市域の景観と調和した水辺空間として、ゴミが無く、水辺に近づけやすく、水の流れが見え、水辺で憩える川らしさを目指す。

Hブロック（鳩ヶ谷市・川口市・草加市・足立区）

- あるべき姿 -

都市化の中で水路と化した水辺空間、沿川の賑わいを回復し、健康的な水辺環境を再生するため、水の流れのあるきれいな姿を目標とする。

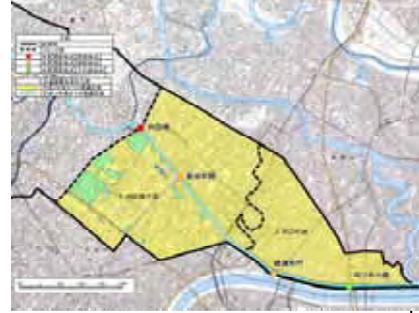
ブロック図	鷺宮橋地点	上町境橋地点
		

指 標	目 標	
川 の 中	透明感	橋から川底が見え、水辺に触れたいと思われる川らしさを目指す。
	臭気・水の色	不快でない臭い、濁りや色がない川らしさを目指す。
	川のゴミ	水際や川の中にゴミや浮遊物がなく、川底がきれいな川らしさを目指す。
生 物	魚類	オイカワ、ドジョウ、モツゴ等の魚類が生息できる川らしさを目指す。
	底生動物	コガタシマトビケラやオオシマトビケラ、テナガエビやスジエビ等が生息する川らしさを目指す。
	植生	河岸に様々な植生が見られる良好な生育環境を確保した川らしさを目指す。
	その他生物	ゲンジボタルが生息可能な水辺のある川らしさを目指す。
水辺の利用	子どもたちの体験活動、釣りや散策等の水辺利用、管理用通路等を活用した水辺に親しめる川らしさを目指す。	
水辺の風景	住宅地内に残る貴重な水辺空間を活用し、周りにゴミがなく、川に近づけやすく、水の流れが見え、水辺で憩える川らしさを目指す。	

I・Jブロック（足立区・葛飾区）

- あるべき姿 -

感潮区間で水辺に近づけない空間、水辺を意識した沿川の地域づくりによる水空間の再生を図るため、人々が集う空間となる姿を目標とする。

ブロック図	新加平橋地点	四つ木小橋地点
		

指 標	目 標	
川の中	透明感	橋から川底が見え、川を見て美しいと感じられる川らしさを目指す。
	臭気・水の色	不快でない臭い、濁りや色がない川らしさを目指す。
	川のゴミ	水際や川の中にゴミや浮遊物がなく、川底がきれいな川らしさを目指す。
生物	魚類	マハゼやヌマチチブ、ハゼ等の汽水域に見られる魚類が多く生息できる川らしさを目指す。
	底生動物	テナガエビやスジエビ等が生息する川らしさを目指す。
	植生	河岸に様々な植生が見られる良好な生育環境を確保した川らしさを目指す。
	その他生物	ゲンジボタルが生息可能な水辺のある川らしさを目指す。
水辺の利用	釣りや散策等の水辺利用が可能となるよう、高潮護岸の改善等により水辺に近づくことができ、水辺に親しめる川らしさを目指す。	
水辺の風景	感潮域に残る貴重な水辺空間を活用し、周りにゴミがなく、高潮護岸等の修景等により水の流れを見て楽しめ、水辺で憩える川らしさを目指す。	

表 -5 汚水生物体系における水質階級の概要 (津田 1961)

	強腐水性水域	-中腐水生水域	-中腐水生水域	貧腐水生水域
化学的過程	還元および分解による腐敗減少がいちじるしく起る	水中および底泥に酸化過程があらわれる	酸化過程がさらに進行する	酸化ないし無機化の完成した段階
溶存酸素	全然ないか、あってもきわめてわずか	かなりある	かなり多い	多い
BOD	常にすこぶる高い	高い	かなり低くなる	低い
H ₂ S の形成	たいてい認められる：強い硫化水素臭がある	強い硫化水素臭はなくなる	ない	ない
水中の有機物	炭酸および高分子窒素化合物ことに蛋白質、ポリペプチド、およびその高次分解産物が豊富に存在	高分子化合物の分解によるアミノ酸が豊富に存在	脂肪酸のアンモニア化合物が多い	有機物は分解されてしまっている
底泥	黒色の硫化鉄がしばしば存在：底泥は黒色	硫化鉄が酸化されて水酸化鉄になるために底泥はもはや黒色を呈しない		底泥はほとんど酸化されている
水中のバクテリア	大量に存在：ときには 1cc につき 100 万以上もある	バクテリアの数はまだ多い：通常 1cc あたり 10 万以下	バクテリア数減少：1cc あたり 10 万以下	少ない：1cc あたり 100 以下
生息生物の生態学的特徴	動物はほとんど例外なくバクテリア摂食者：pH の変化に強く、少量の酸素でも耐える嫌気性の生物：すべて腐敗。とくに H ₂ S および NH ₂ に対し強い抵抗性をもつ	動物ではバクテリア摂食者がまだ優先的であるがそのほかに肉食動物もふえてくる：すべて pH および酸素の変化に対し高い適応性を示す：NH ₂ に対してはたいていのものが抵抗性をもつが、H ₂ S にたいしてかなり弱いものが	pH の変動および酸素の変動にすこぶる弱い：また腐敗に長時間耐えることができない	腐敗性汚濁に対し弱く、pH の変動、溶存酸素の変化に弱い：腐敗産物に H ₂ S に耐えることができない
植物では	珪藻、緑藻、接合藻、および高等植物は出現しない	藻類が大量に発生：藍藻、緑藻、接合藻、珪藻が出現	珪藻、緑藻、接合藻の多くの種類が出現：珪藻類はここが主要な分布域	水中の藻類は少ない：ただし蓄生藻類は多い
動物では	ミクロなものが主で、原生動物が優勢	まだミクロなものが大多数を占める	多種多様になる	多種多様
とくに原生動物では	アメーバ類、鞭毛類、繊毛類が出現：太陽虫類、双鞭毛類、吸管虫類は出現しない	太陽虫、吸管虫類がポツポツあらわれる：双鞭毛虫はまだ出ない	太陽虫、吸管虫類の汚濁に弱い種類が出現、双鞭毛虫類も出現	鞭毛類、繊毛類は少数あらわれるのみ
微生物では	輪虫、形動物、線虫幼虫が少数出現することがある程度：ヒドラ、淡水類、動物、小形甲殻類、貝類、魚類は生息しない	淡水海綿および動物はまだ出現しない：貝類、甲殻類、昆虫が出現：魚類のうちコイ、フナ、ナマズなどはここにも生息する	淡水海綿、動物、ヒドラ、貝類、小形甲殻類、昆虫の多くの種類が出現：両生類および魚類も多くの種類が出現	昆虫幼虫の種類が多い：ほか各種の動物が出現
色表現	赤色	黄色	緑色	青色

表 -6 各水域の化学的性状

	強腐水性域	中腐水性域	中腐水性域	貧腐水性域
BOD (mg/l)	10 以上	10 ~ 5	5 ~ 2.5	2.5 以下
COD (mg/l)	10 以上	10 ~ 4	4 ~ 2	2 以下
DO (mg/l)	2 以下	2 ~ 6	6 ~ 8	9
NH ₄ N (mg/l)	0.2 以上	0.2 以上	0.2 ~ 0.1	0.1 以下
NO ₃ N (mg/l)	1.0 以上	1.0 ~ 0.7	0.7 以下	0.7 以下
類型	E · D · C		B	A-AA

表 -7 各水域の化学的性状

	強腐水性域	中腐水性域	中腐水性域	貧腐水性域
BOD (ppm)	10 以上	10 ~ 5	5 ~ 2.5	2.5 以下
COD (ppm)	10 以上	10 ~ 4	4 ~ 2	2 以下
DO (ppm)	2 以下	2 ~ 6	6 ~ 8	9
NH ₄ N (ppm)	0.2 以上	0.2 以上	0.2 ~ 0.1	0.1 以下
NO ₃ N (ppm)	1.0 以上	1.0 ~ 0.7	0.7 以下	0.7 以下
類型	E · D · C		B	A-AA

5) 排出負荷量の削減目標

綾瀬川の実効ある水質改善を目指すため、綾瀬川の水質汚濁に直接的に起因している排出負荷量の削減目標を設定する。

①綾瀬川流域全体の負荷削減目標

下水道整備の推進、合併浄化槽の設置普及等により、生活系負荷を平成12年比60%削減していくものとする。

事業系等の排出負荷も併せて、平成22年までに平成12年比51%の負荷削減を実施し、流域全体の総排出負荷量を7,590kg/日とする。

表 III-5 綾瀬川流域全体の排出負荷量の削減目標(単位:kg/日)

発生源別		H12負荷量	現H22目標値 (2010年)			見直し後H22目標値 (2010年)			
		(2000年)	目標値	削減負荷量	削減率 (%)	目標値	削減負荷量	削減率 (%)	
生活系	生活雑排水	10,260	5,030	5,230	51	3,700	6,560	64	
	内訳	単独浄化槽人口分	9,150	4,670	4,480	—	3,470	5,680	—
		汲み取り人口分	1,110	360	750	—	230	880	—
	浄化槽合計		1,920	1,520	400	21	1,280	640	33
	内訳	単独浄化槽	1,260	810	450	—	480	780	—
		合併浄化槽	660	710	(50)	—	800	(140)	—
小計		12,180	6,550	5,630	46	4,980	7,200	59	
事業系	規制対象事業所	950	610	340	36	610	340	36	
	未規制事業所	1,820	1,390	430	24	1,390	430	24	
	小計	2,770	2,000	770	28	2,000	770	28	
家畜系		10	20	(10)	(100)	20	(10)	(100)	
自然系		350	380	(30)	(9)	400	(50)	(14)	
合計		15,310	8,950	6,360	42	7,400	7,910	52	

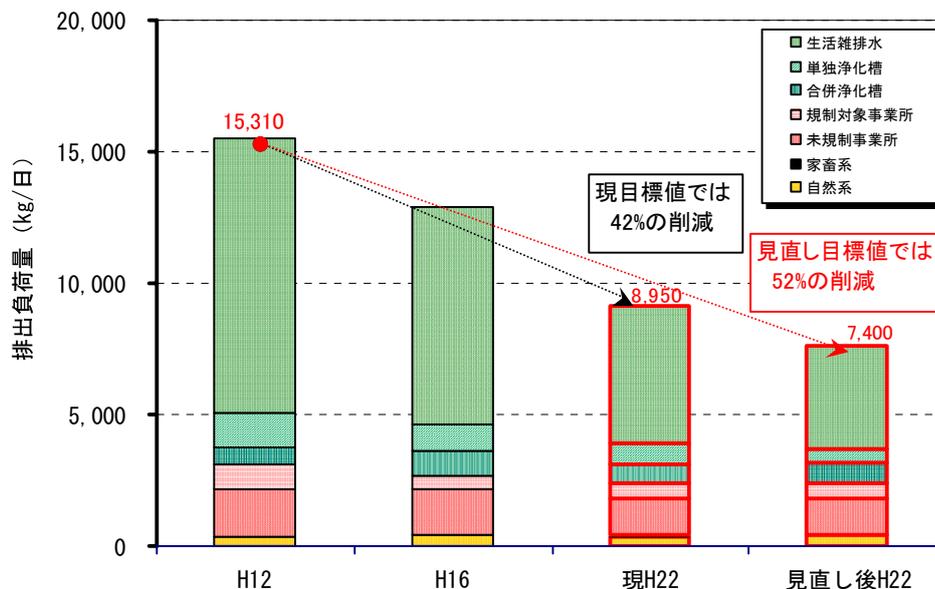


図 III-2 綾瀬川流域全体における排出負荷量の削減目標

②ブロック別の負荷削減目標

ブロック別では、綾瀬川上流域(Aブロック)、伝右川(Gブロック)、毛長川(Hブロック)において重点的に負荷削減を実施する。

目標水質を達成するためには、更なる下水道接続率の向上、単独浄化槽・汲み取りから合併浄化槽への転換、啓発活動(指導員の派遣、説明会の開催、広報等によるPR等)など、目標達成に向けた努力が必要となる。

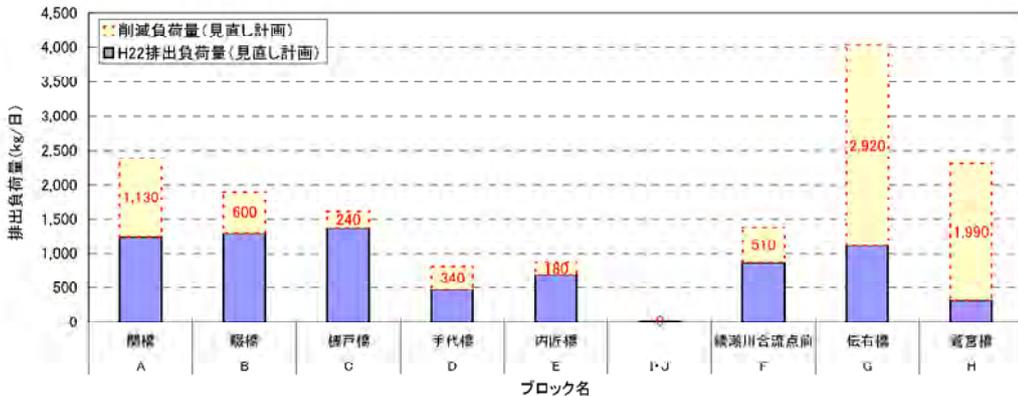
表Ⅲ-6 各ブロック別の排出負荷量の削減目標(単位:kg/日)

河川名	ブロック名	地点名	H12負荷量(kg/日)	当初計画H22目標値(kg/日)			見直し計画H22目標値(kg/日)		
				目標値	削減負荷量	削減率(%)	目標値	削減負荷量	削減率(%)
綾瀬川	A	関橋	2,380	1,360	1,020	43	1,250	1,130	47
	B	巖橋	1,900	1,580	320	17	1,300	600	32
	C	榑戸橋	1,610	1,350	260	16	1,370	240	15
	D	手代橋	810	470	340	42	470	340	42
	E	内匠橋	870	690	180	21	690	180	21
	I・J			20	20	0	0	20	0
古綾瀬川	F	綾瀬川合流点前	1,380	870	510	37	870	510	37
伝右川	G	伝右橋	4,030	1,420	2,610	65	1,110	2,920	72
毛長川	H	鷺宮橋	2,310	1,190	1,120	48	320	1,990	86
合計			15,310	8,950	6,360	42	7,400	7,910	52

注) I, Jブロックにおいて下水道整備は概成 100%である。



図Ⅲ-3 ブロック別の排出負荷量削減目標(現H22目標値)



図Ⅲ-4 ブロック別の排出負荷量削減目標(見直し後H22目標値)

3 綾瀬川等の目標を達成させるための施策の内容

(1) 施策の考え方

1) 施策の考え方

綾瀬川清流ルネッサンス 21 からの施策を継続し、さらなる施策を講じることによって綾瀬川流域の水環境改善を図るとともに、汚濁負荷が流入する東京湾への負荷削減に寄与していくものとする。また、流域住民の参画を得ながら、行政と市民団体、住民等との連携やパートナーシップにより、一層の水環境改善を図っていくものとする。

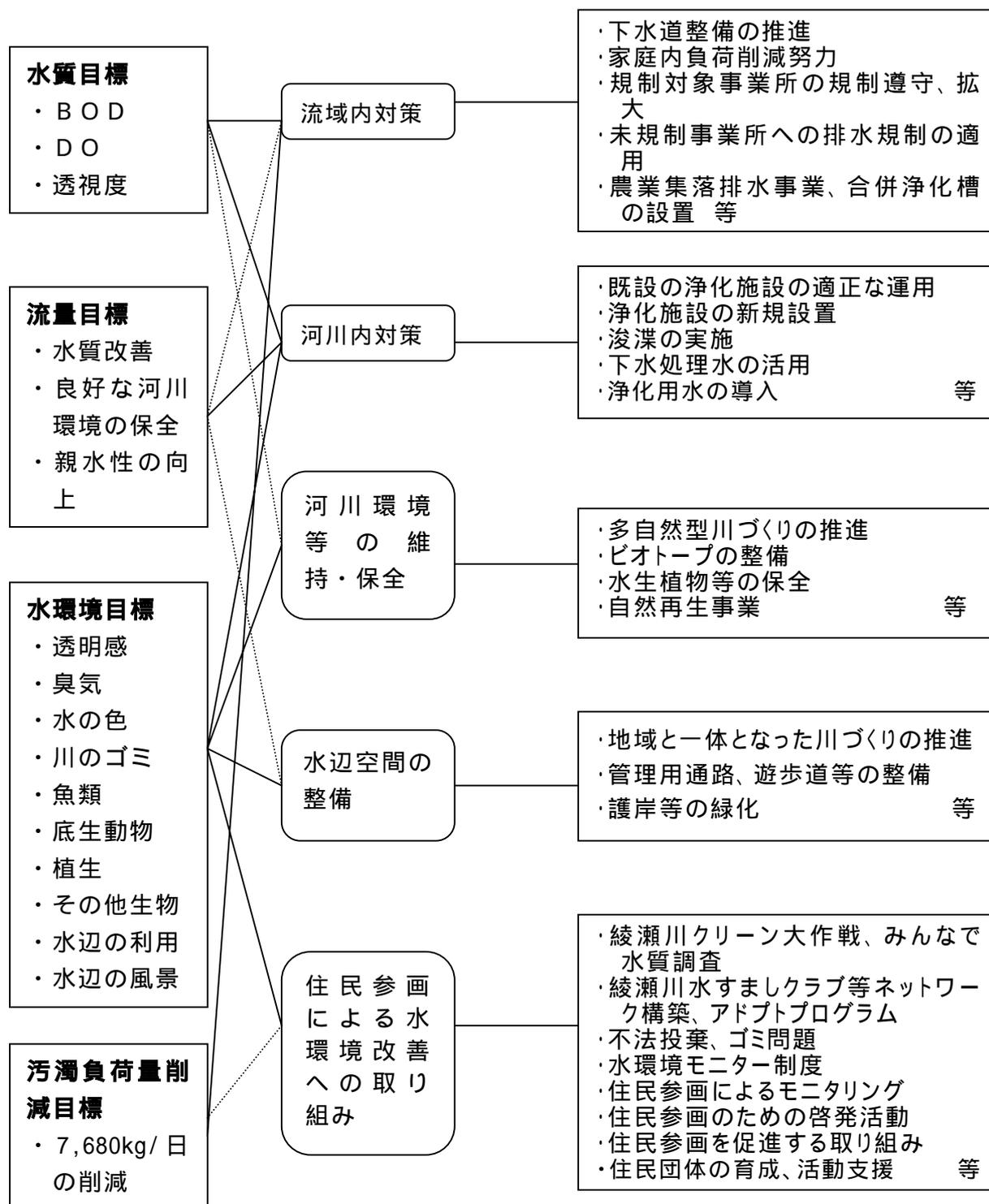
本計画に掲げている施策のうち、行政が主体となって取り組むべき施策については、それぞれの主体が実行可能なものから着実に実施していくものとし、必要に応じて新たな施策を検討し、導入していくものとする。

また、流域住民の参画によるモニタリング等、それぞれの主体と市民団体、住民、企業が役割分担を明確にしながら、施策を講じていくものとする。

本施策については、毎年、施策の効果を自治体毎に検証・評価を繰り返しながら、水環境改善を図るものとする。また、この検証・評価においては、流域住民に広く公表していくものとする。

2) 目標と施策メニューの関わり

水質目標、排出負荷量の削減目標等を達成するための施策としては「流域内対策」及び「河川内対策」、流量目標については「河川内対策」、水環境目標については「河川環境等の維持・保全」、「水辺空間の整備」、「住民参加による水環境改善への取り組み」を実施する。



3) 施策メニューと役割分担

関係する機関は、平成22年までに各種施策を実施し、円滑な目標の達成を図ることとする。

表 - 7 計画目標を達成するための施策メニューの総括

施策メニュー		平成22年までの整備目標	役割分担							
			住民	各種団体	企業	沿川自治体	都県	国		
流域内対策	生活系負荷削減対策	下水道整備の推進	流域内人口1,217,157人に対し、82%(997,756人)の水洗化人口普及率を達成する	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>			
		下水道接続率の向上	指導員の派遣等による水洗化率の向上を図る	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>			
		合併浄化槽の設置普及	合併処理浄化槽設置整備補助事業等による補助金の給付、広報等によるPR、説明会の開催等を実施し、下水道整備計画区域外における単独浄化槽及び汲み取りからの転換を促進	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>			
		既設単独及び合併浄化槽の維持管理の徹底	定期的に維持管理、清掃等を行い、浄化効率を維持する	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>			
		流域住民による家庭内負荷削減努力	生活雑排水(台所、風呂場等からの排水)の負荷を削減	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>			
	事業系負荷削減対策	農業集落排水対策	市街化調整区域における排水処理の実施	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>			
		規制対象事業所の規制遵守	定期的に立ち入り調査を実施し、すべての事業所で基準値を遵守するよう排水等の監視、指導を適宜実施する				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		規制対象事業所の規制拡大	指定施設の追加	平成14年4月から2業種を指定事業所として追加し、排水を規制				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			規制枠の拡大	平成14年4月から排水処理基準適用事業場を拡大(一律日平均排水量10m ³ /日以下)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			排水規制の適用	日平均排水量10m ³ /日未満の施設も緩い排水規制を適用				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
公害防止協定の遵守及び新規締結	協定等の内容を遵守し、排水規制及び監視を実施 必要に応じて排水量の大きい事業所との新規				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
未規制事業所の排水負荷削減対策	指導員の派遣等啓発活動や監視を強化し、未規制事業所の排水水質の改善 排水口等の水質監視を適宜実施				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
健全な水循環対策	雨水貯留浸透マスの設置 透水性舗装等の推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
河川内対策	浄化施設	既設浄化施設の適正な運用	既設の8箇所について安定的、効果的、効率的に運用				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		浄化施設の新規設置	新規に1施設を設置(既設と併せ、合計処理水量1,137m ³ /s)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	浸透事業	引き続き計画的に実施					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	透視度改善施策	浄化施設等と併せた改善施策を計画的に実施					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
下水処理水の活用	元荒川水循環センターから非灌漑期(11月1日～3月31日)に0.3m ³ /sの放流					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
浄化用水の導入	荒川導水	計画導水量:綾瀬川1.17m ³ /s、伝右川0.60m ³ /s、毛長川0.12m ³ /s						<input type="checkbox"/>		
	綾瀬川放水路	綾瀬川の水質悪化時に導水運用						<input type="checkbox"/>		
河川環境等の維持・保全対策	自然再生	多自然型川づくり	河川改修時に多自然型工法を採用した生物の生息環境の保全					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		ピオトープの整備	綾瀬川本川(大曽根地区)及び桑袋浄化施設の上部を利用し整備						<input type="checkbox"/>	
	水生植物等の保全	現状の水生植物等については極力保全						<input type="checkbox"/>		
都市再生	地域と一体となった川づくりの推進	水辺と都市が連携した水辺都市再生を計画的に実施				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
水辺空間の整備	河岸再生	管理用通路・遊歩道等の整備	河川改修時に綾瀬川沿いを通行しやすいよう管理用通路や遊歩道等を整備				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		護岸等の緑化	護岸につる性植物(ツタ)を植栽し、緑化を推進				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
住民参画による水環境改善への取り組み	水環境意識の向上	綾瀬川クリーン大作戦、綾瀬川みんなで水質調査	継続的な実施を行い、実施地点や参加者数を増大	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		彩の国水すましクラブ等ネットワークの構築、埼玉県水辺の里親制度の活用	流域住民や浄化団体等の相互交流及び連携等を支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		不法投棄・ゴミ対策	立て看板の設置、ゴミマップ作り等の啓発活動の推進	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	住民参画の促進	住民団体によるモニタリング	水質、生物、ゴミの多地点におけるモニタリングの実施 小学校などの総合学習におけるモニタリングによる水環境改善の啓発	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		水環境モニター制度	多地点・多指標による水環境の観測・データの蓄積	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		住民参画のための取り組み	親子見学会、ホームページ等による広報等の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		住民参画を促進する仕組み	多様な年齢層による多様な取り組みの実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
住民団体の育成、活動支援	団体活動に対する補助や助成等の実施 エコツアー等の自治体独自の施策の継続的な実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

○:事業主体 □:実施主体

4) 水環境改善施策総括図

流域内において各ブロック毎に以下のような施策を実施する。

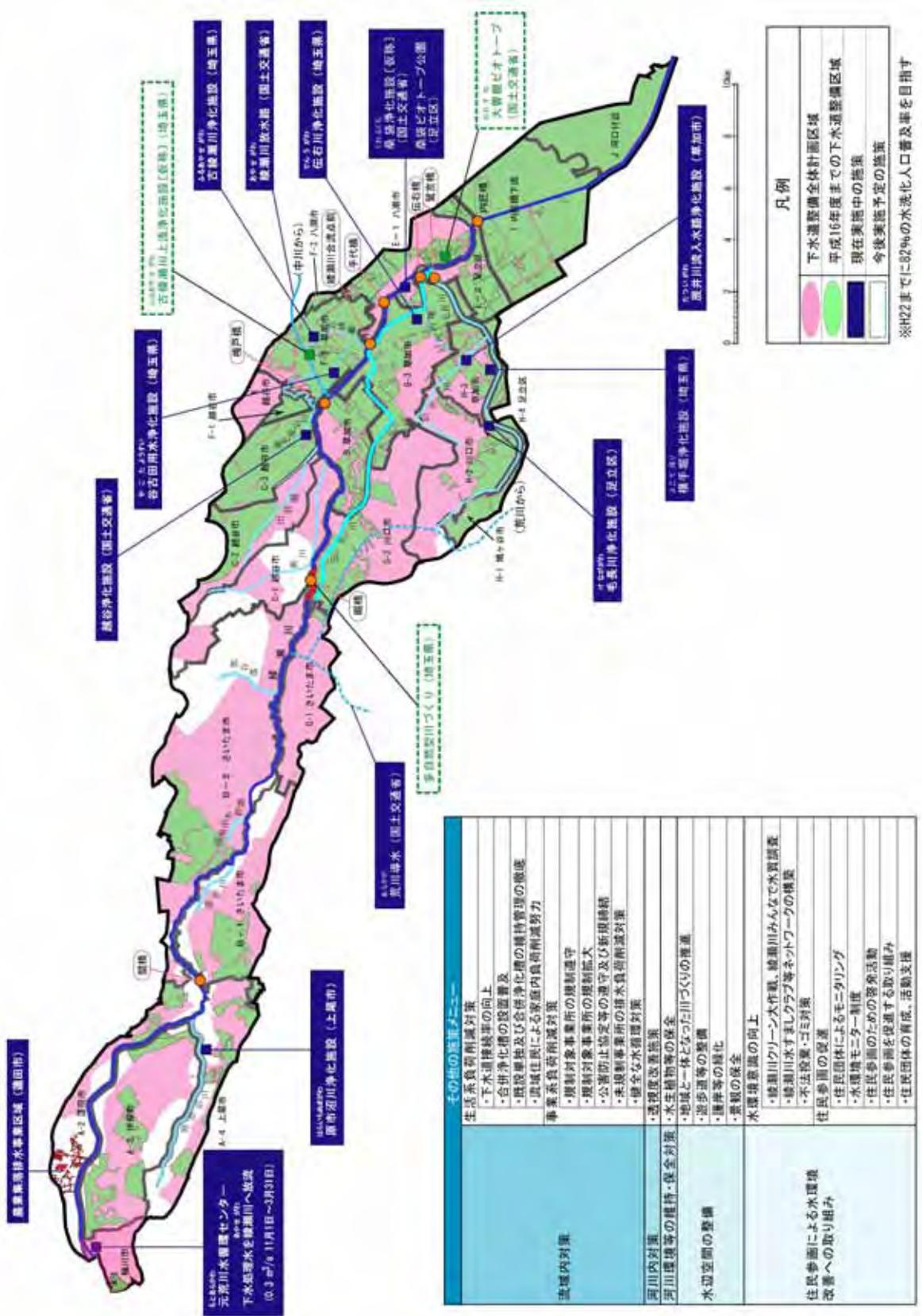


図 - 5- 綾瀬川清流ルネッサンス 計画における水環境改善施策の総括図

(2) 流域内対策

1) 生活系負荷削減対策

下水道整備の推進

綾瀬川流域では、荒川左岸南部流域下水道事業、荒川左岸北部流域下水道事業、中川流域下水道事業とこれらに関連する公共下水道事業、及び東京都公共下水道事業（中川処理区、小菅処理区）により整備が進められている。従って、これらについて、各自治体等において効率的な下水道整備を着実に推進していくものとする。

綾瀬川流域の水洗化人口普及率は、平成12年（西暦2000年）において70.7%となっている。各自治体では、計画目標年次である平成22年（平成2010年）において82.0%の水洗化人口普及率を目指していくものとする。

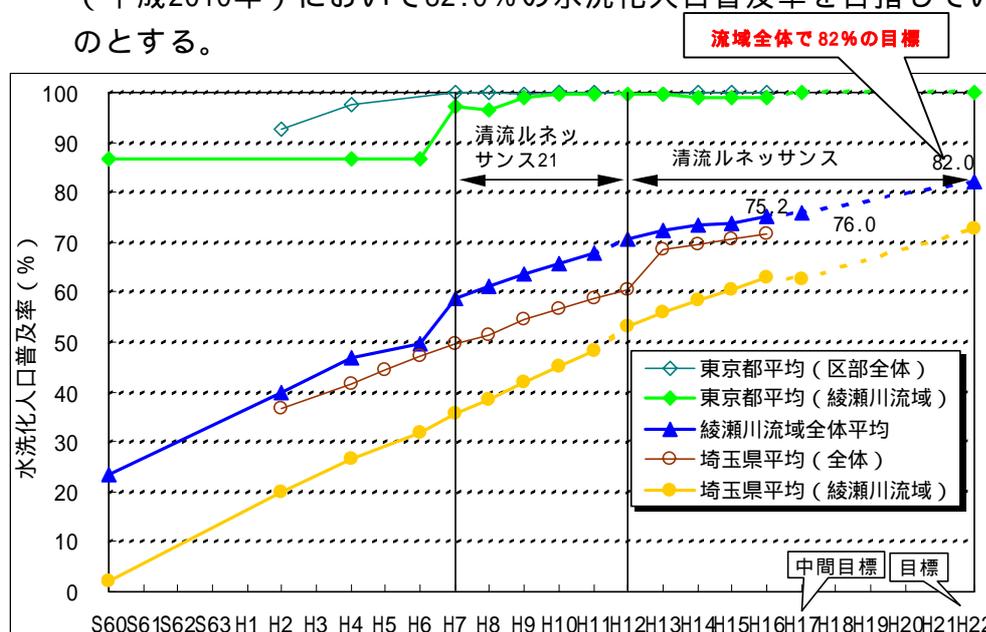


図 - 6 綾瀬川流域における下水道整備目標

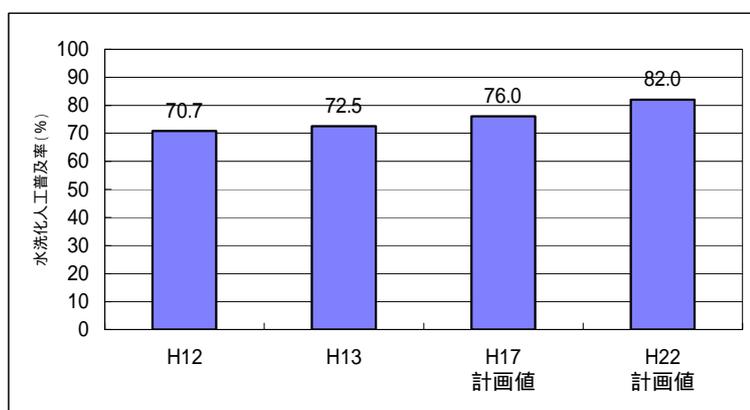


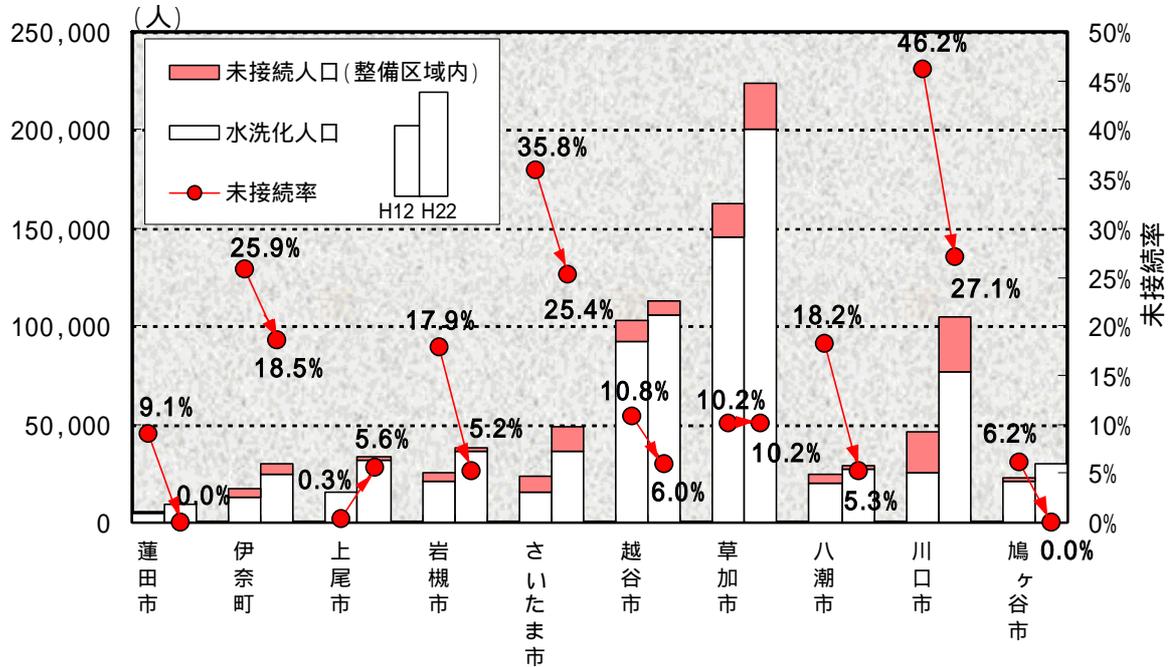
図 - 7 綾瀬川流域における下水道整備目標

表 - 8 各下水道事業別の平成 22 年までの整備目標

市区町名	事業名	平成12年(2000年):実績値			平成17年(2005年):計画値			平成22年(2010年):計画値		
		流域内 人口 (人)	水洗化 人口 (人)	普及率 (%)	流域内 人口 (人)	水洗化 人口 (人)	普及率 (%)	流域内 人口 (人)	水洗化 人口 (人)	普及率 (%)
中川流域 下水道	蓮田市	14,526	4,728	32.5	14,570	5,196	35.7	15,370	8,605	56.0
	伊奈町	32,867	12,994	39.5	35,300	18,307	51.9	38,800	24,516	63.2
	さいたま市 (岩槻区)	48,414	20,889	43.1	57,500	29,700	51.7	62,500	36,300	58.1
	さいたま市	7,260	1,009	13.9	8,996	2,983	33.2	11,481	8,322	72.5
	越谷市	125,660	91,612	72.9	131,761	99,765	75.7	138,821	105,642	76.1
	川口市	114,273	24,853	21.7	125,620	46,750	37.2	136,990	76,336	55.7
	草加市	223,333	145,601	65.2	231,749	174,153	75.1	238,449	200,714	84.2
	八潮市	29,869	19,705	66.0	34,180	25,100	73.4	35,239	27,000	76.6
荒川左岸南部 流域下水道	上尾市	38,364	15,572	40.6	41,258	23,038	57.9	41,258	31,147	75.5
	さいたま市	38,504	14,330	37.2	42,055	18,460	43.9	44,420	27,898	62.8
	鳩ヶ谷市	23,176	21,188	91.4	27,000	25,546	94.6	30,000	30,000	100.0
荒川左岸北部 流域下水道	桶川市	2,571	0	0.0	2,563	0	0.0	2,556	0	0.0
東京都区部 公共下水道	足立区 (中川処理 場)	284,313	283,252	99.6	284,313	284,313	100.0	284,313	284,313	100.0
	葛飾区 (小菅処理 区)	136,080	136,080	100.0	136,631	136,631	100.0	136,963	136,963	100.0
埼玉県全体(綾瀬川流域内)		698,817	372,481	53.3	751,077	468,998	62.4	795,881	576,480	72.4
東京都全体(綾瀬川流域内)		420,393	419,332	99.7	420,944	420,944	100.0	421,276	421,276	100.0
合 計		1,119,210	791,813	70.7	1,172,021	889,942	75.9	1,217,157	997,756	82.0

下水道整備率の向上

埼玉県内の市町では、下水道整備区域内における未接続家屋や事業所に対し、指導員の派遣、広報及び説明会等によるPRなどを実施し、生活雑排水及び事業所排水の下水道への接続を図る。



注) 上尾市では将来の人口増加に対し、90%以上の下水道接続率を目指す
岩槻市は平成 17 年 4 月にさいたま市と合併

図 - 8 自治体別下水道未接続率 (未接続人口÷下水道整備人口)

合併浄化槽の設置普及

埼玉県及び各市町では、合併処理浄化槽設置整備補助事業等による補助金の給付、広報等によるPR、説明会の開催等を実施し、下水道整備計画区域外における単独浄化槽及び汲み取りからの転換を促進する。

また、流域住民も積極的に合併浄化槽への転換を図るものとする。

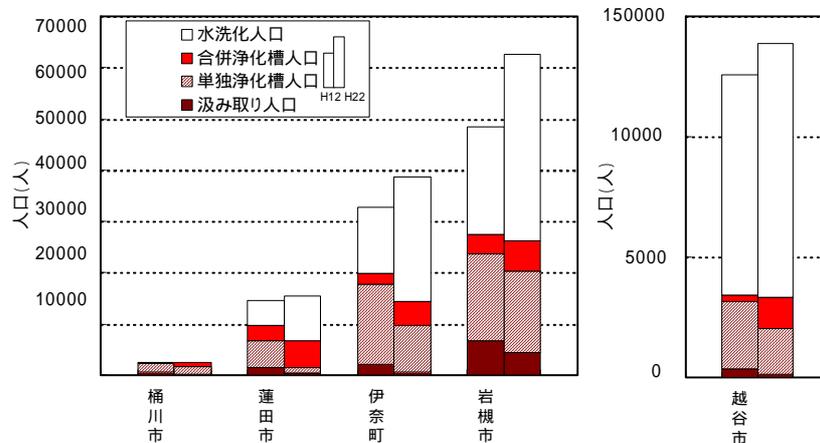


図 - 9 自治体別合併浄化槽人口(参考)

岩槻市は平成 17 年 4 月にさいたま市と合併

既設単独及び合併浄化槽の維持管理の徹底

流域住民は、設置した単独及び合併浄化槽の維持管理を定期的を実施し、浄化効率の維持を図るものとする。

表 - 9 既設単独及び合併浄化槽の維持管理項目

項目	維持管理内容
保守点検	浄化槽が適正に機能しているかどうかの点検、調整修理、消毒剤の補充などを行う。 家庭用の小型合併処理浄化槽では4か月に1回行う。
清掃	浄化槽は1年経過すると槽の中に微生物の死骸や汚泥がたまるため、浄化効率が低下する。従って、清掃回数は、使用人数や使用状況によって違うものの、年1回を目安とし、汚泥の除去等を行う。
法定検査	浄化槽を設置した人は、1年に1回、水質に関する法定検査を受けなければならない。



図 - 10 家庭における浄化槽維持管理の留意点

流域住民による家庭内負荷削減努力

流域住民は、家庭から流出する生活雑排水（台所、風呂場からの排水）について、日頃から下表に示す施策を実践し、綾瀬川へ流入する負荷削減に努めるものとする。

合併浄化槽の設置普及、既設単独及び合併浄化槽の維持管理の徹底、家庭内負荷削減努力については、流域住民が主体となり実施するものであり、今後とも指導員の派遣、広報等を通じたPR、説明会・イベント等の開催などの啓発活動を通じて、一層の協力を呼びかけていくものとする。

表 - 10 流域住民が実践する家庭内負荷削減対策事例

項目	施策の内容
台所での対策	<ul style="list-style-type: none"> ・流しの三角コーナーや排水口には水切りゴミ袋を取り付け、調理くずや食べ残しを流さないようにする。 ・米のとぎ汁は流しに捨てずに植木や鉢植えにまくようにする。 ・みそ汁、酒、ビールなどの食べ残し、飲み残しを減らす。 ・調理の残り油は流しに捨てずに使い切る工夫をする。捨てる場合には凝固剤やキッチンペーパータオル等で処理をする。 ・油、ソース、マヨネーズなどの汚れがついている食器は、キッチンペーパータオル等で拭いてから洗う。 など
洗濯時の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・洗剤は石鹼や無リン洗剤を適量使うようにする。 など
風呂場の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・風呂の残り湯はなるべく洗濯や水まきに使うようにする。 ・シャンプーなどを使いすぎないようにする。 など



図 - 11 家庭内の負荷削減行動の例

農業集落排水対策

蓮田市では、下水道整備計画区域外の市街化調整区域における農業集落排水事業を推進する。

表 -11 蓮田市における農業集落排水事業実施状況

処理区	上平野処理区	駒崎・井沼処理区
採択年度	平成5年4月8日	平成9年5月1日
事業年度	平成5～8年	平成9～14年
供用開始日	平成9年4月1日	平成14年10月1日
対象汚水	し尿、生活雑排水	し尿、生活雑排水
区域面積	28ha	45ha
計画戸数	298戸	455戸
計画人数	1,260人	1,870人
計画汚水量	日平均 341m ³	日平均 505m ³
処理方式	オキシデーションディッチ	オキシデーションディッチ
放流先	一級河川 綾瀬川	一級河川 綾瀬川
流入水質	BOD 200ppm	BOD 200ppm
処理後水質	BOD 20ppm	BOD 20ppm
管路延長	7,210m	10,104m
中継ポンプ	6ヶ所	6ヶ所
組合名	上平野処理区農業集落排水維持管理組合	駒崎・井沼処理区農業集落排水維持管理組合



図 -12 農業集落排水事業整備地区

2) 事業系負荷削減対策

規制対象事業所の規制遵守

水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）による規制対象事業所に対する排水基準に対し、埼玉県、東京都及び政令市等（さいたま市、越谷市、上尾市、草加市、川口市）では、定期的に事業場への立入調査を実施し、基準値を遵守するよう監視、指導を行う。

表 - 12 規制対象事業所の排水規制の内容

規制対象事業所の排水規制	
埼玉県生活環境保全条例	BOD最大値25mg/L以下 (日間平均値20mg/L以下)
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (環境確保条例)	BOD最大値20mg/L以下

規制対象事業所の規制拡大

ア 指定施設の追加

埼玉県では、埼玉県生活環境保全条例により、平成14年4月から届出対象施設に2業種の施設（飲食店の厨房施設及び、カット野菜の洗浄施設及び原料処理施設）を指定施設として追加し、排水規制を実施する。

表 - 13 規制対象事業所の指定施設の追加内容

規制対象事業所の指定追加	
届出対象施設の追加 (平成14年4月から)	飲食店の厨房施設
	カット野菜の洗浄施設及び原料処理施設

イ 規制枠の拡大

a 規制対象排水量のすそ下げ

埼玉県では、上乘せ条例及び埼玉県生活環境保全条例により、平成14年4月から排水規制を日平均排水量30m³/日から10m³/日へ引き下げ、排水処理基準適用事業場を拡大しており、今後も継続して実施する。

表 - 14 規制対象事業所の規制枠拡大の内容

規制対象事業所の規制枠の拡大	
平成14年4月以前	日平均排水量30m ³ /日以上を対象（既設事業所）
” 以降	日平均排水量10m ³ /日以上を対象（一律）

b 上乘せ排水基準の適用の拡大

埼玉県では、上乘せ条例及び埼玉県生活環境保全条例により、日平均排水量10m³/日未満の一部の施設についても一定の排水規制を適用するとともに指導を強化しており、今後も継続して実施する。

ウ 法・条例対象外事業場への規制

埼玉県では、埼玉県生活環境保全条例により、平成14年4月から日平均排水量10m³/日以上指定外工場等について、排水規制を実施しており、今後も継続して実施する。

公害防止協定の遵守及び新規締結

草加市、八潮市、越谷市では、既に排水量の大きい事業所と公害防止協定及び環境保全協定等を締結し、排水水質の規制を行っており、今後も引き続き規制及び監視を行っていくものとする。

また、伊奈町、上尾市では、排水量の大きい事業所について、必要に応じて公害防止協定、環境保全協定等の締結を進め、排水規制の徹底を行うとともに、定期的に排水水質を調査し、達成状況の監視及び勧告を行う。

未規制事業所の排水負荷削減対策

埼玉県内の市町では、下水道整備区域における未接続事業所に対し、指導員の派遣による戸別訪問及び広報による啓発等を行うとともに、排水水質の監視等により事業所排水水質の改善を図る。また、未規制事業所の水環境改善状況をモニタリングするものとする。

3) 健全な水循環を構築していくための対策

関係機関や流域住民は、流域内の流量の回復や水質の改善を図るために、雨水貯留浸透マスの設置及び弾力的な運用による平常時の流量確保に努めるとともに、透水性舗装の実施等の必要な施策による地下浸透量を確保していくことを可能な範囲で実施していくものとする。

(3) 河川内対策

1) 浄化施設

既設浄化施設の適正な運用

国土交通省、埼玉県、上尾市、草加市、足立区では、綾瀬川本川及び流入支川において稼働している8ヶ所の浄化施設について、安定的、効果的、効率的な運用を図る。なお、辰井川流入水路浄化施設については、より効果的な水質改善を図るための改築を実施する。

表 - 15 河川直接浄化施設の設置

対象河川	施設名	設置場所	浄化手法	施工主体 (維持管理主体)	処理水量 (m ³ /s)	BOD 除去率	稼働年次
綾瀬川	越谷浄化施設	越谷市 蒲生愛宕地先	曝気付礫間接触酸化 + 礫間接触酸化	国土交通省	0.60	60%	H7
古綾瀬川	古綾瀬川浄化施設	草加市 青柳地先	曝気付ひも状 接触材酸化	埼玉県	0.23	70%	H12
古綾瀬川 (谷古田用水)	谷古田用水浄化施設	草加市 中根地先	バイオモジュール式 接触曝気式	埼玉県 (草加市)	0.006	50%	H7
伝右川	桑袋浄化施設	足立区 花畑地先	曝気付礫間接触酸化	国土交通省	0.22	75%	H16
伝右川	伝右川浄化施設	草加市 瀬崎町地先	曝気付礫間接触酸化	埼玉県	0.01	70%	H12
辰井川	辰井川流入水路浄化 施設	草加市 柳島町地先	接触曝気式 (活性炭添加)	埼玉県 (草加市)	0.003	50%	H17 改修
毛長川 (横手堀)	横手堀浄化施設	草加市 谷塚上町地先	曝気付ひも状接触材 接触酸化	埼玉県	0.06	70%	H15
原市沼川	原市沼川浄化施設	上尾市 原市地先	活性汚泥方式	上尾市	0.007	90%	H7
合計処理水量		-	-	-	1.136	-	-

浄化施設の新規設置

埼玉県では、新規に1ヶ所の浄化施設を設置し、安定的、効果的、効率的な運用を図っていくものとする。

また、埼玉県及び埼玉県内の各自治体においては、本川及び汚濁負荷の高い流入支川や水路等の水環境を改善するために必要な浄化施設の整備を検討する。さらに、国土交通省は綾瀬川放水路及び本川での水環境改善のための浄化施策を検討するとともに、流入支川の改善に向けた浄化施策の支援を行う。

表 - 16 河川直接浄化施設の設置

対象河川	施設名	設置場所	浄化手法	施工主体 (維持管理 主体)	処理水量 (m ³ /s)	BOD 除去率	設置予定
古綾瀬川	古綾瀬川上流 浄化施設〔仮称〕	草加市 青柳地先	曝気付礫間接触酸化	埼玉県	0.01	70%	H15以降 着手予定
合計処理水量		-	-	-	0.01	-	-

2) 浚渫事業

国土交通省並びに埼玉県、東京都では、綾瀬川（流入支川を含む）の水質及び底質等の改善を図る浚渫を引き続き計画的に実施していくものとする。埼玉県では、伝右川等の水質改善を急務とする河川を重点的に実施していくものとする。

また、伊奈町、上尾市、越谷市、草加市においては、管理区域内の流入水路等において浚渫を実施していくものとする。その他の市区においても小支川や水路、排水溝等の川浚い等を実施していくものとする。

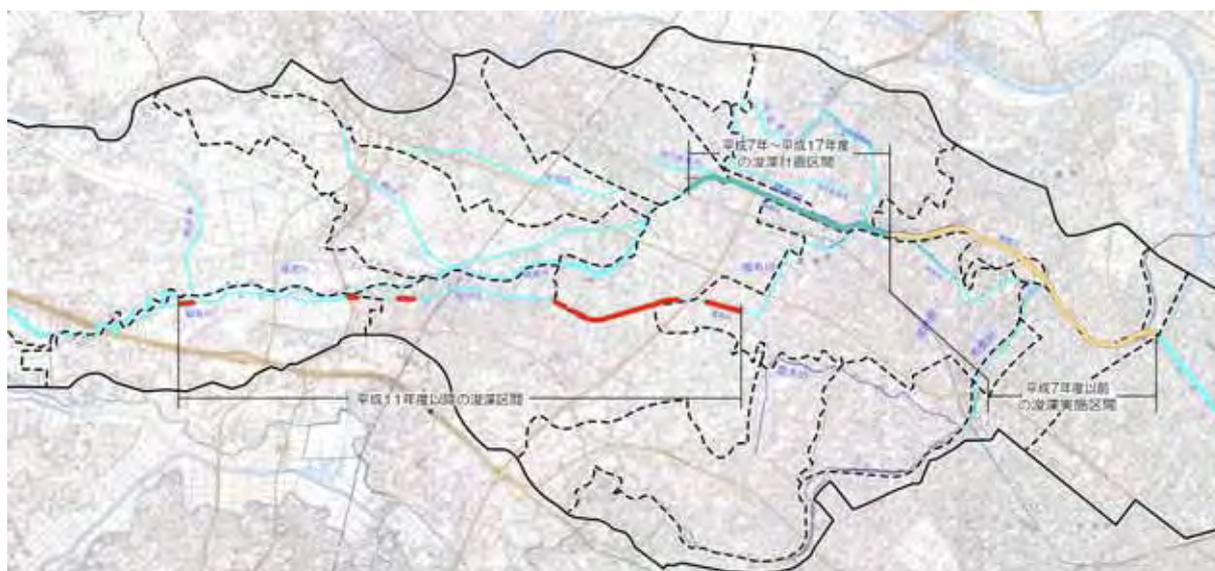


図 - 13 浚渫の実施状況（H7年以降）

3) 下水処理水の活用

埼玉県では、綾瀬川の水量確保・水質改善を目的として、綾瀬川上流（桶川市）に位置する元荒川水循環センターから、非灌漑期（11月1日～3月31日）において $0.3\text{m}^3/\text{s}$ の下水処理水の放流を行う。

表 - 17 下水処理水の放流の内容

下水処理水の放流（元荒川水循環センター）	
非灌漑期（11月1日～3月31日）	$0.3\text{m}^3/\text{s}$ の放流



元荒川水循環センター

4) 浄化水の導入

綾瀬川放水路

綾瀬川本川の水質悪化時に緊急的に最大 $5\text{m}^3/\text{s}$ の浄化水の導入を行う施設であり、平成8年から本格運用している。中川の流況に余裕があり、綾瀬川の水質改善に寄与する時に最大 $5\text{m}^3/\text{s}$ の導水運用を行う。

荒川導水（綾瀬川・芝川等浄化導水事業）

綾瀬川、伝右川、毛長川の水質改善並びに水量回復を目的として、荒川から浄化水を導入する。綾瀬川、伝右川、毛長川への導水量は綾瀬川 $1.17\text{m}^3/\text{s}$ 、伝右川 $0.60\text{m}^3/\text{s}$ 、毛長川 $0.12\text{m}^3/\text{s}$ とする。

(4) 河川環境等の維持・保全対策

1) 多自然型川づくりの推進

国土交通省では、管理区間において綾瀬川の水辺空間の整備について検討する。

埼玉県では、綾瀬川本川の埼玉県管理区間において河川改修を実施する場合、多自然型工法を採用し、水質改善及び生物の生息環境の保全等に努める。

また、越谷市では流入支川である末田落しにおいて多自然型護岸等の整備を推進する。

2) ビオトープの整備

大曽根ビオトープ

国土交通省では、八潮市大曽根地区においてビオトープの整備を実施する。大曽根地先（綾瀬川左岸 10k 付近）は、綾瀬川下流部において唯一高水敷が形成されている地区であり、ヨシ原や池が見られるなど、綾瀬川の中でも自然度の高い地区の一つとなっている。周辺の貴重な生態系や湿地帯の保全を図るとともに、綾瀬川の水質浄化対策についても検討していくものであり、現在整備中である。

桑袋ビオトープ公園

足立区では、伝右川及び毛長川の合流点に設置される桑袋浄化施設の上部を利用した桑袋ビオトープ公園の整備を行う。また国土交通省と併せて流域活動の交流・綾瀬川の情報拠点となる整備に努める。

生物に配慮した親水整備

国、都県、自治体において今後必要な箇所において生物に配慮した親水空間の整備やビオトープ等の対策に努める。



写真 - 1 ビオトープ位置の航空写真

3) 水生植物等の保全

綾瀬川の上流域では、ヨシなどの水生植物が生育している箇所が見られる。

水生植物は、魚類の産卵場所や隠れ場所として重要であると同時に、良好な河川景観を構成する要素としても重要である。そのため、現状の水生植物等については極力保全していくものとする。また、現状で護岸等により整備されている地区においても、今後の河川改修時に自然再生を目指した施策に努める。さらに、小支川や水路においても、環境保全型の多自然型水路等による自然再生を目指した施策に努めるものとする。



図 - 15 綾瀬川流域の保全すべき植生の例

4) 自然再生事業の推進

綾瀬川流域における水辺の自然環境の保全・創出及び再生は、現在の事業計画との整合及び今後進められる整備計画の具体的な内容に合わせて、関係機関が連携して検討を進めていくものとする。

都市化によって用地の確保が困難な綾瀬川等の自然環境の保全、創出及び再生にあたっては、河川沿いにできるだけ広い土地を確保することが重要であることから、長期的には現在の計画区域の見直しについても、今後の周辺の社会経済状況の変化を見据えながら、検討することが必要と考える。また、河川内の自然の多様性と連続性を確保するため、河川敷に残る自然地とそれらを結ぶための新たな植生帯を水際に確保することや、魚類等の生息に配慮し、水際部に縦断的に変化のある形状となるよう工夫することに務める。

(5) 水辺空間の整備

1) 地域と一体となった川づくりの推進

清流ルネッサンス の将来的な方向としては、良好な水環境を構成する風景等、都市や地域と一体的に連携した新たな水環境改善の課題に取り組むことが重要であると考えられる。

地域と一体となった川づくりの推進を行動計画上に位置づけ、積極的な周辺環境の改善を図ることを今後の重点施策の1つとして捉えていくものとする。上尾市の原市沼川における河畔整備事業や草加市の「今様・草加宿」やさいたま市浦和美園地区のまちづくり等、沿川自治体の将来構想が立案・計画・実施されている事業については、関係機関と連携して支援していくものとする。

2) 遊歩道等の整備

沿道の整備

本川・支川において、国・都県・自治体の連携に基づき遊歩道等の整備の検討を行うものとする。埼玉県では、綾瀬川本川や支川の管理区間において河川改修を実施する際、管理用道路の整備も合わせて行い、綾瀬川沿いを通行しやすいように整備していくものとする。

また、東京都では、綾瀬川本川や支川の管理区間において必要に応じてテラス等の整備を検討する。



写真 - 2 綾瀬川沿いの遊歩道

河畔整備事業の推進

上尾市では、まちづくり事業の一環として、原市沼川において河畔整備事業を推進し、周辺地域と一体となった水辺のオープンスペース整備等を行う。

緑道等の整備

越谷市、草加市では、綾瀬川等において緑道や平場（テラス）への通路等の整備を行い、水辺へのアクセス性の向上を図る。

水辺の楽校等の整備

都県及び各自治体は、流域内において良好な水辺環境を有する箇所や水辺へのアクセスを可能とする箇所等において、水辺の環境教育の拠点となる水辺の楽校等の整備を必要に応じて検討する。

3) 景観の保全

草加松原等の綾瀬川流域の良好な水辺景観を維持・保全していくために必要となる施策を検討する。

また、必要に応じてまちづくりと連携した施策を関係機関及び市民団体等とともに検討していくものとする。



(6) 住民参画による水環境改善の取り組み

1) 水環境意識の向上

綾瀬川クリーン大作戦、綾瀬川みんなで水質調査

「綾瀬川クリーン大作戦」や「綾瀬川みんなで水質調査」などの流域全体の河川浄化運動を今後とも実施していくものとする。各機関においても各種の啓発活動や親水活動を継続的に実施し、流域住民に対する綾瀬川への関心を高め、河川美化、河川愛護意識を定着させる。



写真 - 3 綾瀬川クリーン大作戦



写真 - 4 綾瀬川みんなで水質調査

彩の国水すましクラブ等ネットワーク構築(彩の国ふるさとの川再生事業)

埼玉県では、流域住民や浄化団体等による草の根の浄化活動を推進していくために、綾瀬川水すまし作戦を実施する。

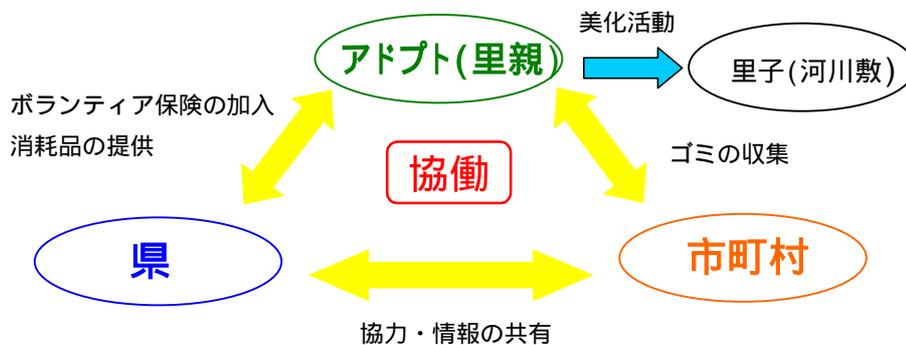
本作戦では、流域住民や浄化団体等が互いに交流し連携を図っていくため、「水すましクラブ」への登録を募るとともに、埼玉県ホームページ上において団体の概要や活動予定等を掲載していくものとする。また、活動会員の活動を支援する協力会員の登録・呼びかけを推進する。

表 - 16 彩の国水すましクラブの概要

対象とする団体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川をよみがえらせるための活動を行っている団体 ・ 河川流域の市町で、川をよみがえらせるための活動を行っている団体（河川浄化団体、自治会、婦人会、くらしの会、青年会議所、学校等） ・ 活動への支援を行っている企業や団体 <p>（例：団体等の清掃活動に対して重機等の提供を行う）</p>

埼玉県水辺の里親制度の活用

埼玉県が管理する一級河川等において、ボランティアで美化活動を行う自治会や愛護団体等と水辺の里親協定を締結し、住民と行政が協力して快適な河川環境の維持・保全を図るとともに、河川愛護意識の一層の啓発を図るものとする。



不法投棄・ゴミ対策

綾瀬川及び流入支川における「家庭でできる浄化対策説明会」、「綾瀬川こども探偵団」、「綾瀬川野鳥観察教室」、「綾瀬川源流ウォッチング」、「出前講座」等の啓発活動を継続するとともに、不法投棄、ゴミの散乱を防止するため、立て看板の設置等や啓発を行う。流域住民においても、日頃から綾瀬川へのゴミを捨てないように努めるものとする。これらの実現のために、自治体ごとにモニタリングを実施して流域内のゴミ量を把握したり、定期的なゴミマップを作成する。



写真 - 5 綾瀬川美化のための看板(戸塚北小学校)

「水のきれいな綾の川」ホームページの活用

地域協議会が運営する「水のきれいな綾の川」ホームページを有効的な活用し、水環境改善の意識の向上及び住民参画の促進に努める。

綾瀬川清流ルネッサンスII地域協議会

水のきれいな綾の川
AYA

TEL: 00039850 人目のお客様です

WEB SITE OF AYASE RIVER
綾瀬川についての総合情報サイトです!
SINCE OCT 2004

綾のメニュー

- 綾瀬川の今を知る
- 綾瀬川の清流ルネッサンスII
- 綾瀬川の情報基地
- 参加しよう!
- キッズクラブ
- リンク

写真上:松並木橋の遊歩道
写真左:草加の松並木

WHAT'S NEW!

- みなさまからの色々な情報をお待ちしています!
- Renewal 10 NOV 2005
- H16年度 水環境モニターデータ公表
- Renewal 18 OCT 2005
- 流域親子見学会開催速報をキッズクラブにアップしました
- Renewal 13 OCT 2005

綾瀬川清流ルネッサンスII
シンボルキャラクターをみんなで運ぼう!

投票する!

- 綾瀬川流域水環境モニター見学会開催報告
- 水環境モニターページ開設
- 第11回(平成16年度)協議会報告
- 綾瀬川流域の写真を募集中です!

サイトマップ 更新履歴

■ 水のきれいな綾の川
■ <http://www.ayasegawa.com>
■ 文章、画像等の著作権は全て綾瀬川清流ルネッサンスII地域協議会に帰属します。無断転用はご遠慮ください。
■ Internet Explorer6.0 解像度1024X768 フォントサイズ(小)で動作確認済
■ Copyright(C)2004 ayasegawa.com All rights reserved

2) 住民等との協働参画の促進

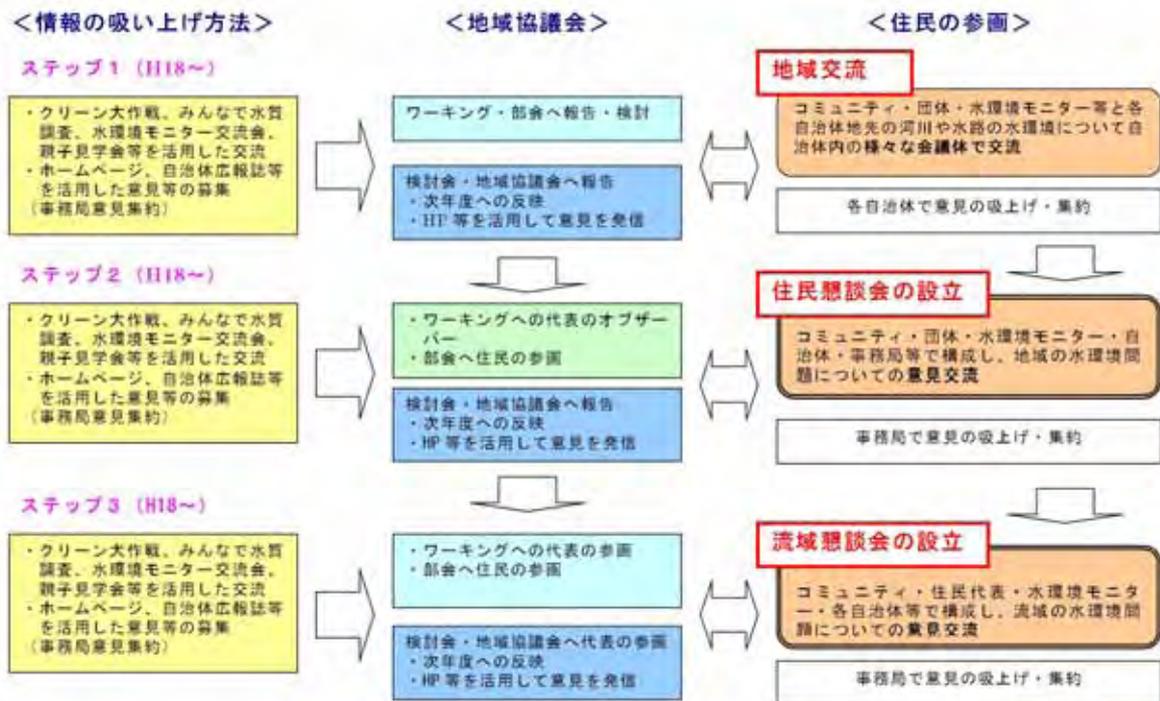
住民等との協働参画を促進するための枠組み

住民等の協働参画を促進するためには、各自治体等の既存組織等の有効活用や必要に応じた組織の整備等を行い、より多くの流域の方々に綾瀬川清流ルネッサンスの活動の理解や協力を得ながら、ゆるやかな協働参画を公平・平等のもとに進めていくものとする。流域の住民等の協力や参画への機が大きく熟してきた段階において、地域協議会への参画を促すものとする。なお、地域協議会は、行動計画の各種活動の決定の場とする。

【現行】

学識経験者・沿川自治体・東京都・埼玉県・国土交通省

段階を経た緩やかな住民参画



住民等との協働参画によるモニタリング

ア モニタリングの考え方

計画目標の達成状況（水質目標、流量目標、水環境目標、負荷削減目標）、及び施策の進捗状況（流域内対策、河川内対策、河川環境等の維持・保全対策、水辺空間の整備、住民参画による水環境改善への取り組み）を把握し、その水環境改善効果を検証・評価していくために、住民等の参画によるモニタリングを実施していくものとする。

施策で掲げた「生物」、「水質」、「ゴミ」のモニタリングを水環境モニターや流域の住民等の協働参画のもと、それぞれの役割を持たせながら、自治体が主体となって運営していくものとする。モニタリングに当たっては、基本原則として以下の5つを掲げるものとする。

水環境に対するニーズに対応していること、個別指標は科学的に意味があること、河川・流域別の特性を表現できること、住民に分かりやすく、かつ住民参加ができること、河川行政や流域の活動に反映できること。

世代間、地域特性を踏まえたモニタリング指標の設定とすること。

多地点におけるモニタリングとすること。

原則、簡便な方法で目視で観測できること。

継続性のある指標であること。

イ 生物指標によるモニタリング

関係機関は、水環境モニターや住民等との協働により、多地点において春と秋に1回、魚類・底生動物調査を実施する。

また、国土交通省、埼玉県、東京都が実施する河川水辺の国勢調査結果（魚類、底生動物、植物、利用実態等）についても評価に取り入れていくものとする。

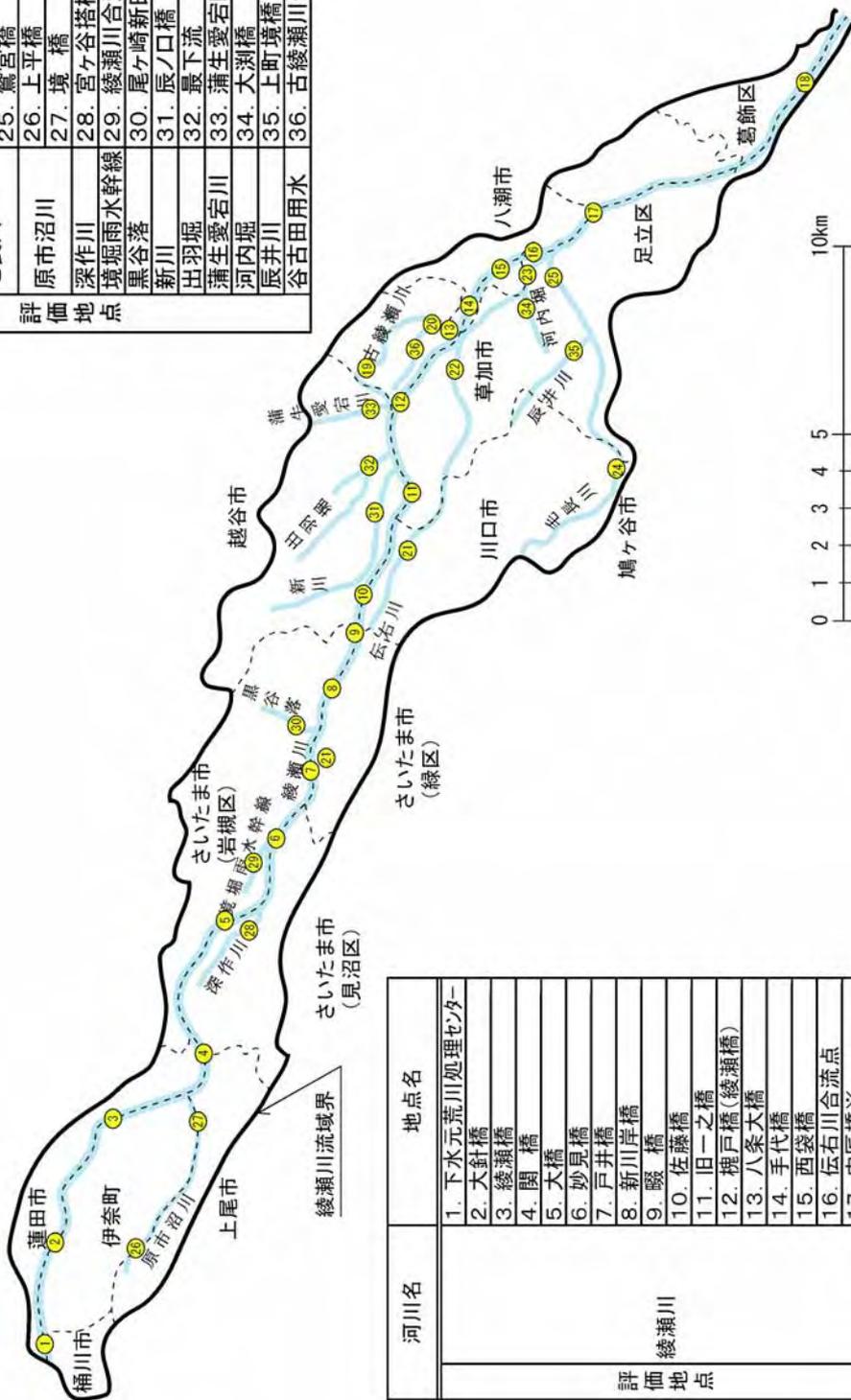
各調査地点において確認された魚類の確認種数、個体数の増減を指標とする。調査時に水環境目標に掲げた指標の種類、個体数を確認する。

表 - 17 計画目標の評価地点(魚類, 底生生物調査地点)

河川名	地点名	本計画における調査		
		担当機関	調査頻度	
評価地点	下水元荒川処理センター	桶川市	2回/年	
	関橋	さいたま市	2回/年	
	暇橋	越谷市	2回/年	
	佐藤橋	川口市	2回/年	
	旧一之橋	越谷市	2回/年	
	八条大橋	草加市	2回/年	
	西袋橋	八潮市	2回/年	
	伝右川合流点	足立区	2回/年	
	大針橋	蓮田市	2回/年	
	妙見橋	さいたま市	2回/年	
	新川岸橋	さいたま市	2回/年	
	大橋	さいたま市	2回/年	
	綾瀬橋	伊奈町, 蓮田市	2回/年	
	戸井橋	さいたま市	2回/年	
	槐戸橋(綾瀬橋)	草加市	2回/年	
	手代橋	八潮市	2回/年	
	内匠橋	足立区	2回/年	
	木根川橋	葛飾区	2回/年	
	古綾瀬川	綾瀬川合流点前	草加市	2回/年
		古川橋	草加市	2回/年
	伝右川	高畑陸橋下	さいたま市	2回/年
		伝右橋(下)	草加市	2回/年
		新伝右橋	川口市	2回/年
		男女土橋	草加市	2回/年
	毛長川	砂子橋	足立区	2回/年
		鷺宮橋	足立区	2回/年
	原市沼川	上平橋	上尾市	2回/年
		境橋	上尾市	2回/年
	深作川	宮ヶ谷搭橋	さいたま市	2回/年
	境堀雨水幹線	綾瀬川合流前	さいたま市	2回/年
	黒谷落	尾ヶ崎新田堰	さいたま市	2回/年
	新川	辰ノ口橋	越谷市	2回/年
	出羽堀	最下流	越谷市	2回/年
蒲生愛宕川	蒲生愛宕町	越谷市	2回/年	
河内堀	大淵橋	草加市	2回/年	
辰井川	上町境橋	草加市	2回/年	
谷古田用水	古綾瀬川合流点前	草加市	2回/年	

：河川水辺の国勢調査調査地点

河川名	地点名
古綾瀬川	19. 古川橋
	20. 綾瀬川合流点前※
伝右川	21. 新伝右橋
	22. 男女土橋
	23. 伝右橋(下)
毛長川	24. 砂子橋
	25. 鷺宮橋
原市沼川	26. 上平橋
	27. 境橋
深作川	28. 宮ヶ谷塔橋
	29. 綾瀬川合流前
境堀雨水幹線	30. 尾ヶ崎新田堰
	31. 辰ノ口橋
出羽堀	32. 最下流
	33. 蒲生愛宕川
河内堀	34. 大淵橋
	35. 上町境橋
谷古田用水	36. 古綾瀬川合流点前



河川名	地点名
綾瀬川	1. 下水元荒川処理センター
	2. 大針橋
	3. 綾瀬橋
	4. 関橋
	5. 大橋
	6. 妙見橋
	7. 戸井橋
	8. 新川岸橋
	9. 畷橋
	10. 佐藤橋
	11. 旧一之橋
	12. 梶戸橋(綾瀬橋)
	13. 八条大橋
	14. 手代橋
	15. 西袋橋
	16. 伝右川合流点
	17. 内匠橋※
	18. 木根川橋

ウ 水質指標によるモニタリング

関係機関は、水環境モニターや住民等との協働により、多地点において水質調査を実施する。実施に当たっては、国、埼玉県、東京都、各自治体が定められた地点において毎月1回の測定と、流入する小支川及び住宅・農業排水路、樋門・樋管、事業所直下流等においても不定期に測定を実施する。

表 - 18 水質・流量の評価

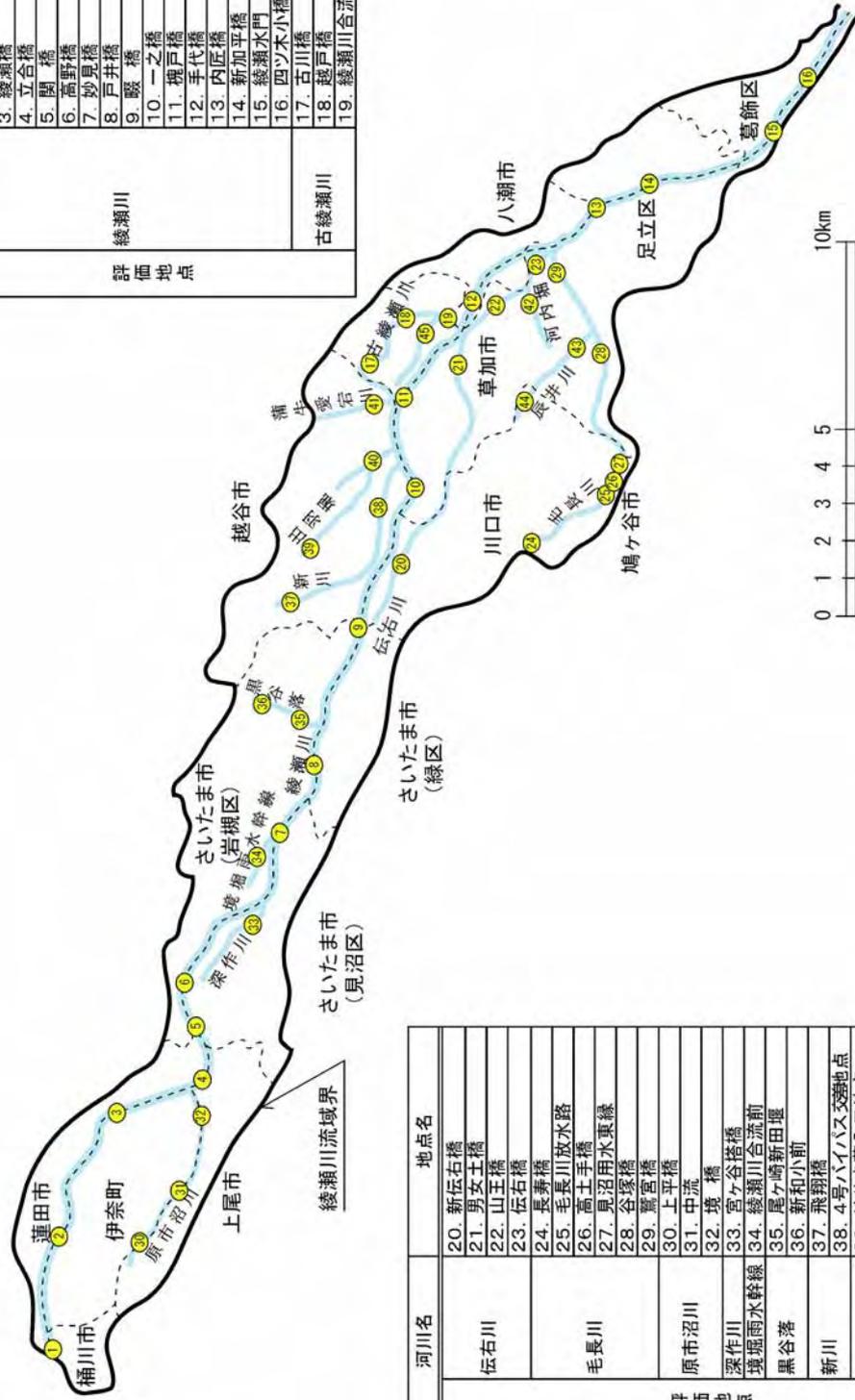
河川名	地点名	担当機関	流量観測	水質調査			
				調査頻度	現地測定項目	生活環境項目	
評価地点	綾瀬川	下水元荒川処理センター	桶川市		12回/年		
		大針橋	伊奈町	-	12回/年		
		綾瀬橋	蓮田市		12回/年		
		立合橋	上尾市	-	12回/年		
		関橋	さいたま市	-	12回/年		
		高野橋	さいたま市		12回/年		
		妙見橋	さいたま市	-	12回/年		
		戸井橋	さいたま市	-	12回/年		
		暇橋	さいたま市	-	12回/年		
			国土交通省		12回/年	-	-
		一之橋	草加市	-	12回/年		
		槐戸橋	国土交通省	-	12回/年		
		手代橋	国土交通省	-	12回/年		
		内匠橋	国土交通省	-	12回/年		
		新加平橋	東京都	-	12回/年		
	綾瀬水門	東京都		12回/年			
	四ツ木小橋	東京都	-	12回/年			
	古綾瀬川	古川橋	草加市	-	12回/年		
		越戸橋	草加市	-	12回/年		
	伝右川	綾瀬川合流点前	埼玉県	-	12回/年		
		高畑自治体会館脇	さいたま市		12回/年		
		新伝右橋	川口市	-	12回/年		
		伝右橋	埼玉県	-	12回/年		
		男女土橋	草加市	-	12回/年		
	毛長川	山王橋	草加市	-	12回/年		
		長寿橋	川口市	-	12回/年		
		毛長川放水路	川口市		12回/年		
		高土手橋	鳩ヶ谷市		12回/年		
		見沼用水東縁	川口市	-	12回/年		
	原市沼川	谷塚橋	草加市	-	12回/年		
		鷺宮橋	東京都	-	12回/年		
		上平橋	上尾市	-	12回/年		
	深作川	中流	上尾市	-	12回/年		
境橋		上尾市	-	12回/年			
境堀雨水幹線	宮ヶ谷搭橋	さいたま市	-	12回/年			
	綾瀬川合流前	さいたま市	-	12回/年			
黒谷落	尾ヶ崎新田堰	さいたま市	-	12回/年			
	新和小前	さいたま市	-	12回/年			
新川	飛翔橋	越谷市	-	12回/年			
	4号バイパス交差点	越谷市	-	12回/年			
注出羽堀表中の	けやき荘入口地点	越谷市	-	12回/年			
	最下流	越谷市	-	12回/年			
注蒲生愛親地測	愛宕橋	越谷市	-	12回/年			
	大淵橋	草加市	-	12回/年			
注河内堀生活環	上町境橋	草加市	-	12回/年			
	大沼川	川口市	-	12回/年			
辰井川	大沼川	川口市	-	12回/年			
谷古田用水	古綾瀬川合流点前	草加市	-	12回/年			

注1)表中の「」は調査を実施する項目を示す

注2)現地測定項目は、気温、水温、色相、臭気、透視度の5項目を示す。

注3)生活環境項目は、BOD、DO、SS、pH、大腸菌群数の5項目を示す。

河川名	地点名
綾瀬川	1. 下水元荒川処理センター
	2. 大針橋
	3. 綾瀬橋
	4. 立合橋
	5. 関橋
	6. 高野橋
	7. 妙皇橋
	8. 戸井橋
	9. 駈橋
	10. 一之橋
	11. 梶戸橋
	12. 手代橋
	13. 内匠橋
	14. 新加平橋
	15. 綾瀬水門
	16. 四ツ木小橋
	17. 古川橋
	18. 越戸橋
	19. 綾瀬川合流点前



河川名	地点名
伝右川	20. 新伝右橋
	21. 男女土橋
	22. 山王橋
	23. 伝右橋
	24. 長寿橋
毛長川	25. 毛長川放水路
	26. 高土手橋
	27. 見沼用水東線
	28. 谷塚橋
	29. 鷲宮橋
原市沼川	30. 上平橋
	31. 中流
	32. 境橋
深作川	33. 宮ヶ谷橋
	34. 綾瀬川合流前
境堀雨水幹線	35. 尾ヶ崎新田堰
	36. 新和小前
黒谷落	37. 飛翔橋
	38. 4号ハイパス交差地点
新川	39. けやき荘入口地点
	40. 最下流
出羽堀	41. 雲岩橋
	42. 大淵橋
蓮生窪川	43. 上町境橋
	44. 大沼川
辰井川	45. 古綾瀬川合流点前

図 - 16 流量・水質評価の調査地点位置図

エ ゴミ指標によるモニタリング

関係機関は、水環境モニターや住民等との協働により、綾瀬川・支川全域において春と秋（クリーン大作戦）にゴミ調査を実施する。流入する小支川沿いにおいてもゴミ調査を行うものとする。

調査は、人工ゴミと自然ゴミ量の量的変化を把握するものとする。

なお、ゴミ調査は、水際まで行えるところや水際までできない区域もあることから、調査区域の特性に応じた調査範囲で実施するものとする。

表 - 19 ゴミの評価

河川名	担当機関	実施頻度		
評価地点	綾瀬川	桶川市	2回/年	
		伊奈町	2回/年	
		蓮田市	2回/年	
		上尾市	2回/年	
		伊奈町	2回/年	
		さいたま市	2回/年	
		草加市	2回/年	
		国土交通省	2回/年	
		東京都	2回/年	
		足立区	2回/年	
		葛飾区	2回/年	
		古綾瀬川	草加市	2回/年
			埼玉県	2回/年
		伝右川	さいたま市	2回/年
	川口市		2回/年	
	埼玉県		2回/年	
	草加市		2回/年	
	毛長川	川口市	2回/年	
		鳩ヶ谷市	2回/年	
		草加市	2回/年	
		足立区	2回/年	
		東京都	2回/年	
	原市沼川	上尾市	2回/年	
		伊奈町	2回/年	
	深作川	さいたま市	2回/年	
	境堀雨水幹線	さいたま市	2回/年	
黒谷落	さいたま市	2回/年		
新川	越谷市	2回/年		
出羽堀	越谷市	2回/年		
蒲生愛宕川	越谷市	2回/年		
河内堀	草加市	2回/年		
辰井川	草加市	2回/年		
	川口市	2回/年		
谷古田用水	草加市	2回/年		

水環境モニター制度

綾瀬川流域の水環境の改善を流域住民の方々とともに協働で実施していくことが不可欠であると考え、住民参画の仕組みの構築の一手法として「水環境モニター制度」を流域内で展開していくものとする。

この水環境モニターは、流域の住民、市民団体やNPO、学校、企業が主役となって、地域協議会が協働・連携して、綾瀬川流域の河川や水路の水環境の調査を水質パックテスト等でいっせいに実施していくものである。この調査によって、綾瀬川の現状と課題について理解をしていただくとともに、そのデータを公表してゆくことで、より多くの流域住民の方々へ水環境改善の意義や効用、また将来を担う子どもたちにふるさとの川である綾瀬川やその支川の水辺の大切さを活動を通して実感してもらうことを目的としている。

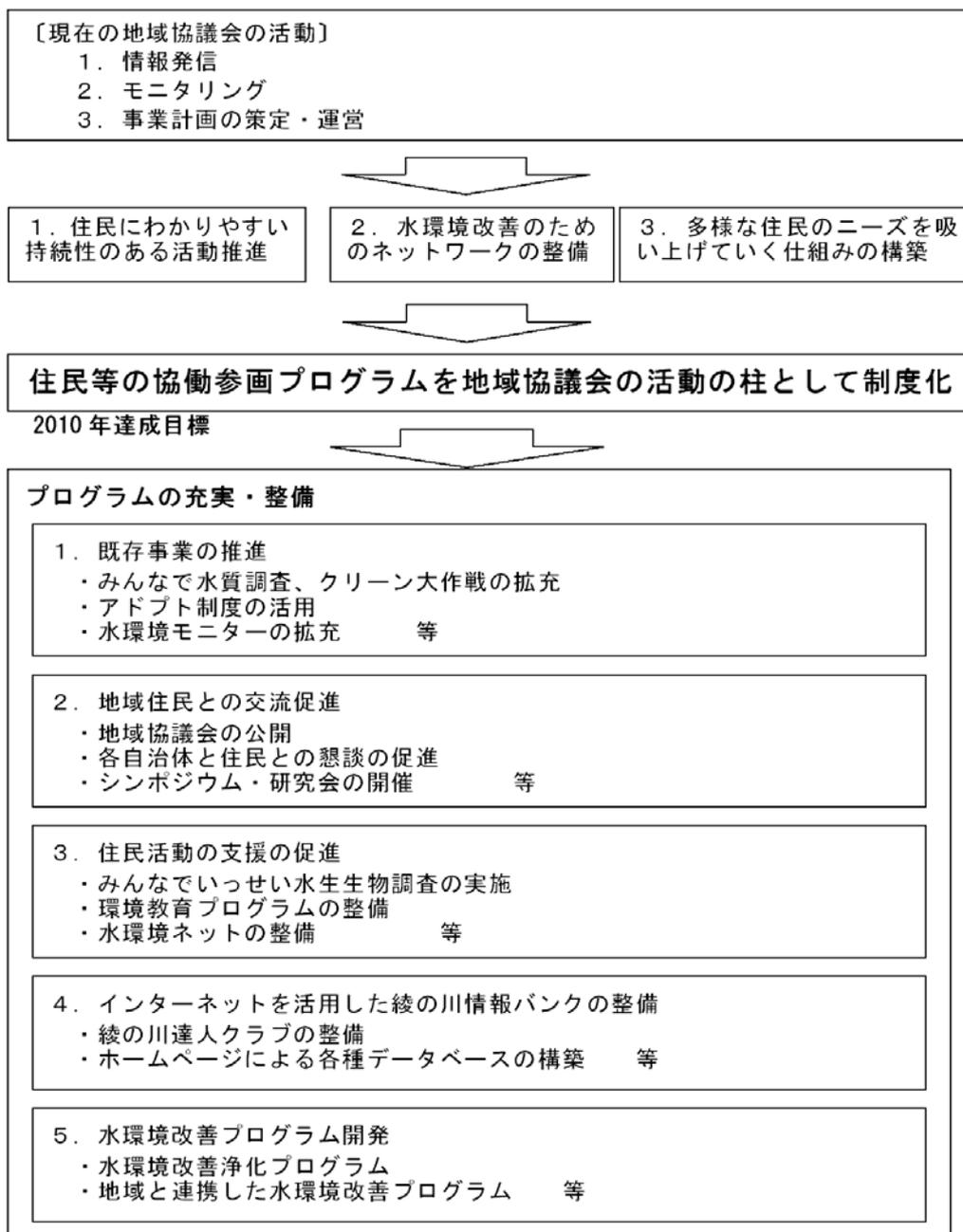
地域協議会・江戸川河川事務所・都県・自治体・モニターの役割分担について、水環境モニターを実施するに当たって、各主体の役割を以下のように想定する。

表 -20.主体別役割分担一覧

実施主体	役割分担
地域協議会	モニターの委嘱、表彰、説明会や活動報告会、年1回上中下流でのワークショップ等の開催、モニタリングデータの公表、必要機材の購入（供託金の活用）
モニター	月1回のモニタリング、モニタリングへの意見、報告会等への参加
自治体	モニター募集、地域協議会へのモニター登録、モニタリング地点の選定、モニターへの実施説明会や活動報告会等の運営、モニターへのキット配布、データのとりまとめ、毎月データをとりまとめ事務局へ送付
東京都・埼玉県	モニターへのデータ提供
事務局 (江戸川河川事務所)	モニタリング実施説明資料の作成、モニターへのキット手配、モニタリングデータの整理・公表資料の作成

住民参画のための取り組み

地域協議会は、より多くの方々に水環境の改善に協力・参画してもらうとともに、地域協議会への住民等の参画を実現していくために、住民等の協働参画プログラムを活動の一つとして位置づけ、2010年を目標に必要な応じて下記に示すようなプログラムの整備を検討し、実施していくものとする。



住民団体の育成・活動補助

各市区町では、実行可能なところから着実に下表に示す施策を実施し、2010年を目標に地域協議会等の場への住民等の協働参画を促す仕組みを構築していくものとし、将来的には流域全体での住民等の協働参画の仕組みを整備していくことを検討する。

また、綾瀬川に関わる団体の活動に対する補助や助成を行うとともに、流域の既存の市民団体のネットワークや様々な市民団体等の育成を目指すものとする。

表 - 21 自治体別住民参加への取り組み施策

主 体	役 割
桶川市	<ul style="list-style-type: none"> ・環境以外の他分野のグループへの声かけ、綾瀬川情報ボックスの設置 ・「みんなで水質調査」の拡大・充実、定期的な多地点でのゴミ量調査 ・情報交流会・ワークショップの開催
蓮田市	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなで水質調査」の拡大・充実、エコマップづくり ・HPづくり、ゴミ清掃隊 ・綾瀬川情報ボックスの設置やエコツアーの実施
伊奈町	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなで水質調査」の拡大・充実、小中学生による多地点での水質調査
上尾市	<ul style="list-style-type: none"> ・環境以外の他分野のグループへの声かけ ・「みんなで水質調査」の拡大・充実、小中学生による多地点での水質調査 ・HPづくり
さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交流会やホームページを活用した呼びかけ ・「みんなで水質調査」の拡大・充実、「小中学生による多地点での水質調査」 ・綾瀬川情報ボックスや情報センターを設置し情報を発信
越谷市	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなで水質調査」の拡大・充実、定期的な多地点での写真撮影を実施 ・情報交流会や各種モニタリングの実施 ・NPOづくり、サポーター制度の確立、エコツアーの実施 ・ホームページづくり、ゴミ清掃隊
草加市	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなで水質調査」の拡大・充実、定期的な多地点での写真撮影、定期的なゴミマップの作成 ・綾瀬川里親制度、ゴミ清掃隊、HPづくり ・流域宣言、綾瀬川情報ボックスの設置
八潮市	<ul style="list-style-type: none"> ・「小中学生による多地点での水質調査」、定期的な多地点での写真撮影、エコマップづくり ・綾瀬川里親制度、HPづくり ・綾瀬川情報ボックスの設置、エコツアーの実施
鳩ヶ谷市	<ul style="list-style-type: none"> ・他分野のグループへの声かけ、綾瀬川情報ボックスの設置 ・「小中学生による多地点での水質調査」、定期的な多地点での写真撮影 ・ゴミ清掃隊、HPづくり
川口市	<ul style="list-style-type: none"> ・綾瀬川情報ボックス、他分野のグループへの声かけ ・「みんなで水質調査」の拡大・充実、「小中学生による多地点での水質調査」 ・ゴミ清掃隊、各種モニタリングの実施
足立区	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な多地点での写真撮影、定期的な多地点でのゴミ量調査、地域の人々による多地点での水質調査、小中学生による多地点での水質調査、「みんなで水質調査」の拡大・充実 ・各種モニタリングの実施、情報交流会、リバーマスター制度の創設 ・エコツアーの実施、綾瀬川情報ボックスの設置、情報センターの設置、流域宣言、サポーター制度の確立
葛飾区	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなで水質調査」の拡大・充実、定期的な多地点での写真撮影の実施 ・HPづくり、各種モニタリングの実施 ・情報ボックスの設置、エコツアーの実施

(7) 水環境保全対策による負荷量削減

綾瀬川流域全体における排出負荷量を削減していくためには、生活雑排水系、未規制事業所からの負荷のさらなる削減に向けた施策を講じる必要がある。

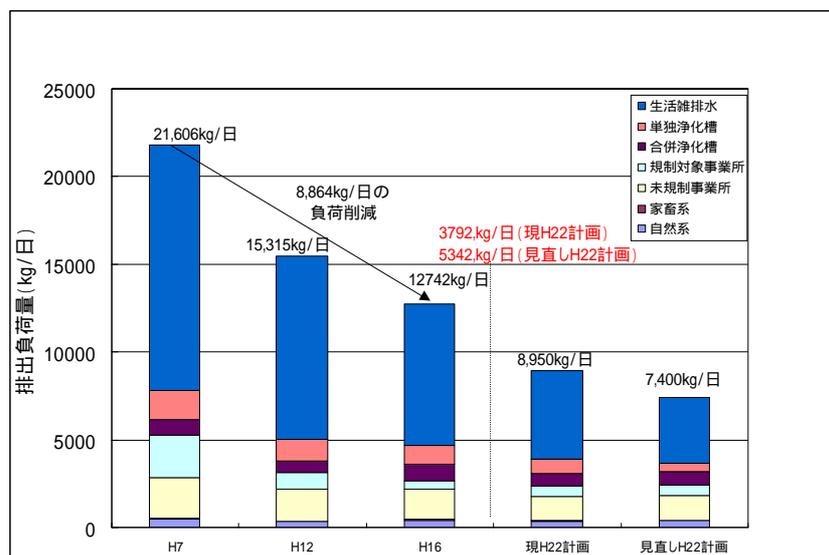


図 - 17 綾瀬川流域における排出負荷量の実績値と計画値の比較

表 - 22 平成 16 年における削減負荷量と計画目標 (単位: kg/日)

発生源別	H7実績	H12実績	H16実績	現計画目標 (H22)	見直し後計画目標 (H22)	削減負荷量				
						(H16-H12)	(H22現計画-H16実績)	(見直し後H22計画-H16実績)		
生活系	生活雑排水	13,870	10,260	8,080	5,030	3,700	-2,180	-3,050	-4,380	
	内訳	単独浄化槽人口分	11,870	9,150	7,400	4,670	3,470	-1,750	-2,730	-3,930
		汲み取り人口分	1,990	1,110	680	360	230	-430	-320	-450
		単独浄化槽	1,630	1,260	1,020	810	480	-240	-210	-540
	合併浄化槽	900	660	970	710	800	310	-260	-170	
	小計	16,400	12,180	10,070	6,550	4,980	-2,110	-3,520	-5,090	
事業系	規制対象事業所	2,410	950	480	610	610	-470	130	130	
	未規制事業所	2,280	1,820	1,730	1,390	1,390	-90	-340	-340	
	小計	4,690	2,770	2,210	2,000	2,000	-560	-210	-210	
家畜系	20	10	20	20	20	10	0	0		
自然系	500	350	440	380	400	90	-60	-40		
合計	21,610	15,310	12,740	8,950	7,400	-2,570	-3,790	-5,340		

4 綾瀬川等の水環境改善緊急行動計画を実施するための概算事業費

(1) 概算事業費の考え方

本計画における概算事業費は、平成12年度時点において平成13年度から計画目標年である平成22年度までの河川事業と下水道事業に必要な事業費を算定している。流域対策や新たなモニタリング、啓発活動に関する事業費は計上していない。

従って、本計画の目標を達成するためには、河川事業と下水道事業はもとより、各自治体による流域対策等への予算措置を講じることが必要である。

(2) 概算事業費

本計画の推進に必要な概算事業費は約1,724億円である。

表 -23 概算事業費

事業別	概算事業費(億円)
河川事業	111
下水道事業	1,613
全体事業費	1,724

注1) 維持管理費を含む

注2) 平成13年度から平成22年度までの概算事業費

5 水質予測

(1) 水質予測の考え方

現水質予測は、主要地点のみを水質予測している。また、現計画策定時より施策の進捗により水質が改善されている箇所が見られる他、排出負荷量の増減、さらには目標とする排出負荷量の設定等により、予測の見直しが必要となってきた。

したがって、綾瀬川流域の特徴である非灌漑期の水質改善が求められていることも考慮し、期別に水質を予測する。

(2) 水質予測の手順

将来水質の予測方法は、以下の通りである。

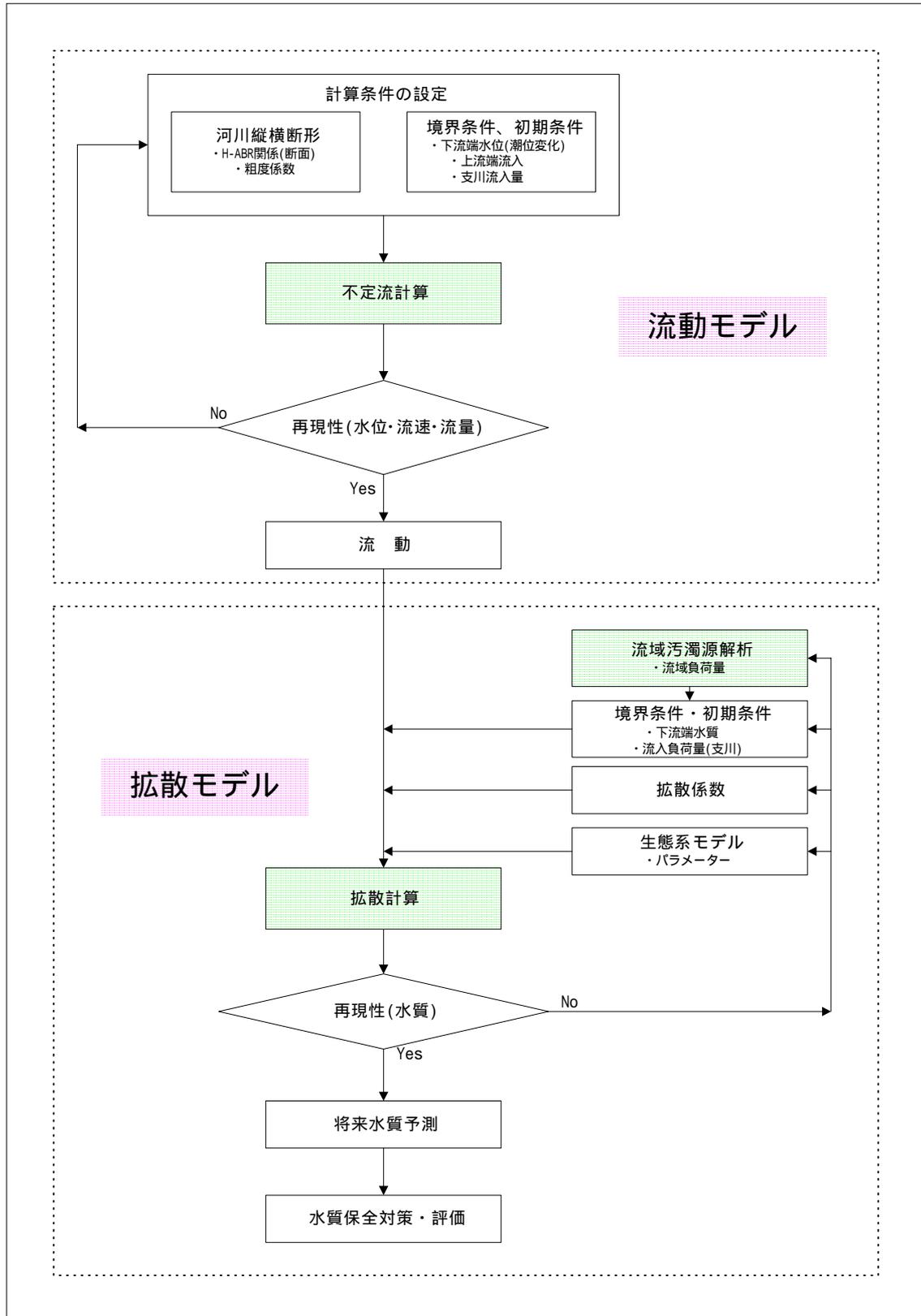


図 - 18 予測の手順フロー図(参考)

(3) 実績値と予測値の比較

平成16年における実績値、並びに将来の予測値を以下の表に示す。

平成16年を基準値として予測計算した結果、平成22年における水質は、綾瀬川本川では非灌漑期の大針橋を除いて全ての地点でBOD5mg/l以下に改善される見通しとなっている。流入支川では、古綾瀬川、出羽堀、黒谷落、辰井川を除いてBOD5mg/lを下回る見通しとなっている。

しかし、非灌漑期での目標達成が見込めない地点もあり、これらの水質目標を平成22年において確実に達成させるためには、更なる下水道接続率の向上、単独浄化槽・汲み取りから合併浄化槽への転換、啓発活動（指導員の派遣、説明会の開催、広報等によるPR等）や浄化施設の整備など、目標達成に向けた努力が必要となる。

表 -24 将来水質予測結果(BOD・DO)

ブロック名	河川名	地点名	設計値目標値 (mg/l)		観測値目標値 (mg/l)	実績値				観測値計画目標値 (mg/l)		予測値	
			BOD	DO		最高値	最低値	平均	合格率	BOD	非灌漑期	灌漑期	平均
A	綾瀬川	大針橋	-	-	5以下	1.2	2.9	3.3	3.7	7.5以上	-	-	-
		厨橋	5以下	5以上	5以下	1.8	2.8	2.3	2.6	7.5以上	-	-	-
		岩橋	5以下	5以上	5以下	2.1	4.0	3.6	3.9	5以上	-	-	-
		橋戸橋*	5以下	5以上	5以下	2.7	4.3	4.0	4.9	5以上	5.1	5.2	5.2
		手沢橋*	5以下	5以上	5以下	2.7	4.1	3.9	5.1	5以上	5.1	5.2	5.1
		戸原橋*	5以下	5以上	5以下	2.2	3.4	3.2	4.1	5以上	5.2	5.3	5.3
		新地平橋*	-	-	5以下	2.9	3.0	3.0	3.6	5以上	5.3	5.4	5.4
F	古綾瀬川	橋鼻水門	-	-	5以下	2.2	2.6	2.6	2.2	5以上	-	-	-
		赤川橋	-	-	10以下	4.6	11.3	3.6	9.1	10以上	-	-	-
G	出羽堀	綾瀬川合流直前*	10以下	5以上	10以下	4.6	3.0	4.8	5.7	5以上	5.0	5.1	5.0
		新庄古橋	-	-	10以下	2.9	3.8	3.3	3.3	5以上	-	-	-
C	黒谷落	辰井橋*	10以下	5以上	5以下	1.6	1.9	1.7	4.7	5以上	5.2	5.2	5.2
		出羽堀直下流	-	-	5以下	5.2	8.5	5.0	5.9	5以上	-	-	-
H	辰井川	高瀬橋*	-	-	10以下	1.3	1.7	1.6	4.4	5以上	5.5	5.6	5.5
		田宮橋*	10以下	5以上	5以下	1.9	2.3	2.0	3.7	5以上	5.2	5.3	5.3
A	源内川	橋橋	-	-	5以下	2.3	2.3	2.6	3.1	5以上	-	-	-
		宮ヶ谷茶屋	-	-	5以下	2.7	3.4	3.1	3.3	5以上	-	-	-
B	黒谷落	黒ヶ谷直前直前	-	-	5以下	4.2	5.9	5.1	6.7	5以上	-	-	-
		上野橋	-	-	10以下	5.3	7.6	4.9	5.0	5以上	-	-	-

*灌漑期は10月～12月のみ下水道接続

10月～12月のみの観測値は、DOは年平均値を示す。

観測値が10以上は、汚染が、汚濁が深刻、悪臭発生

目標値達成できない場合

汚濁が深刻な場合は、汚濁が深刻

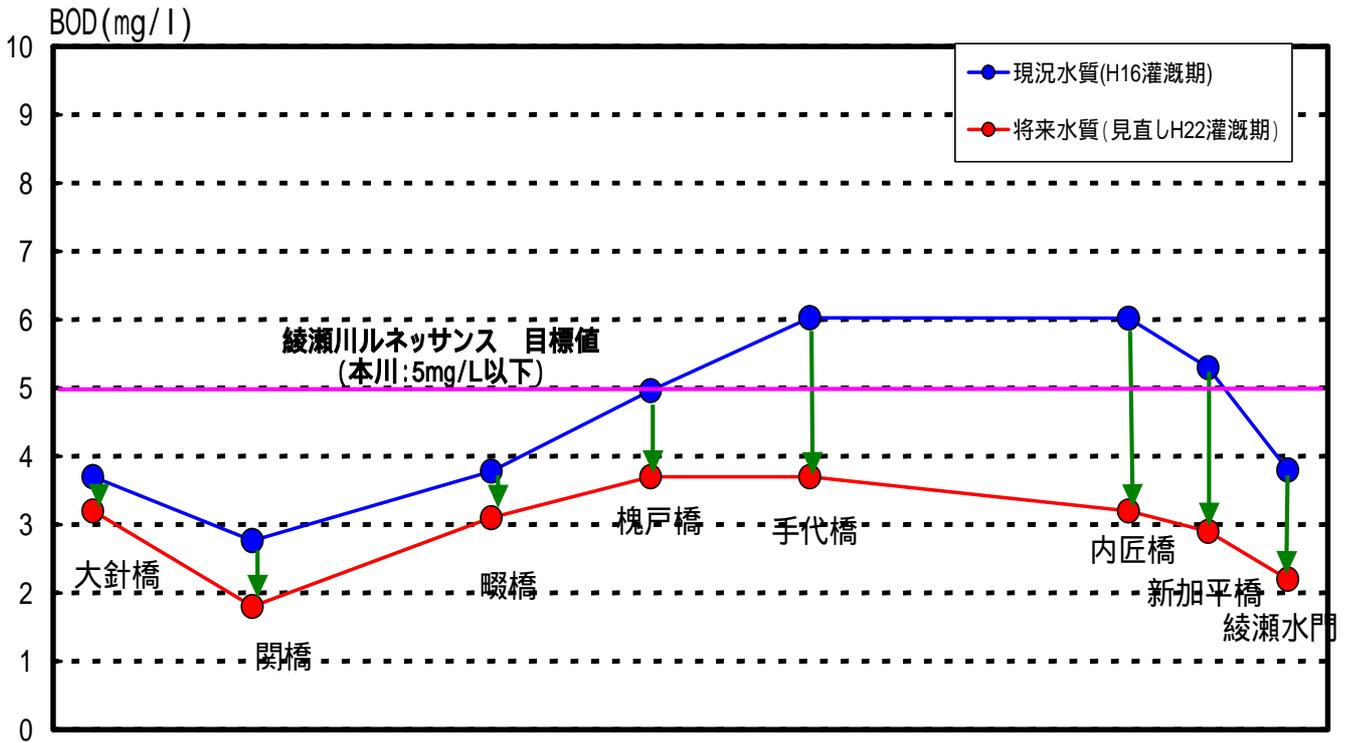


図 -19 将来水質予測結果(本川灌溉期)

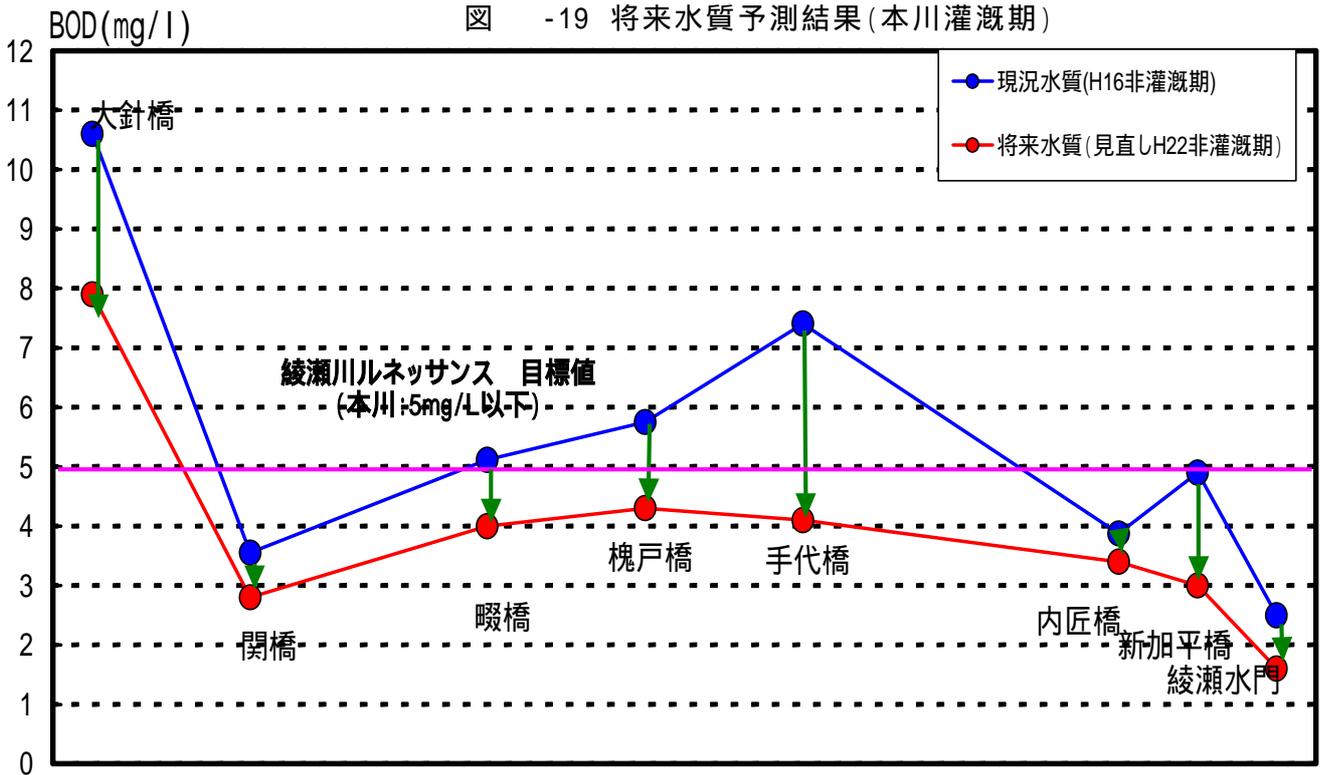


図 -20 将来水質予測結果(本川非灌溉期)

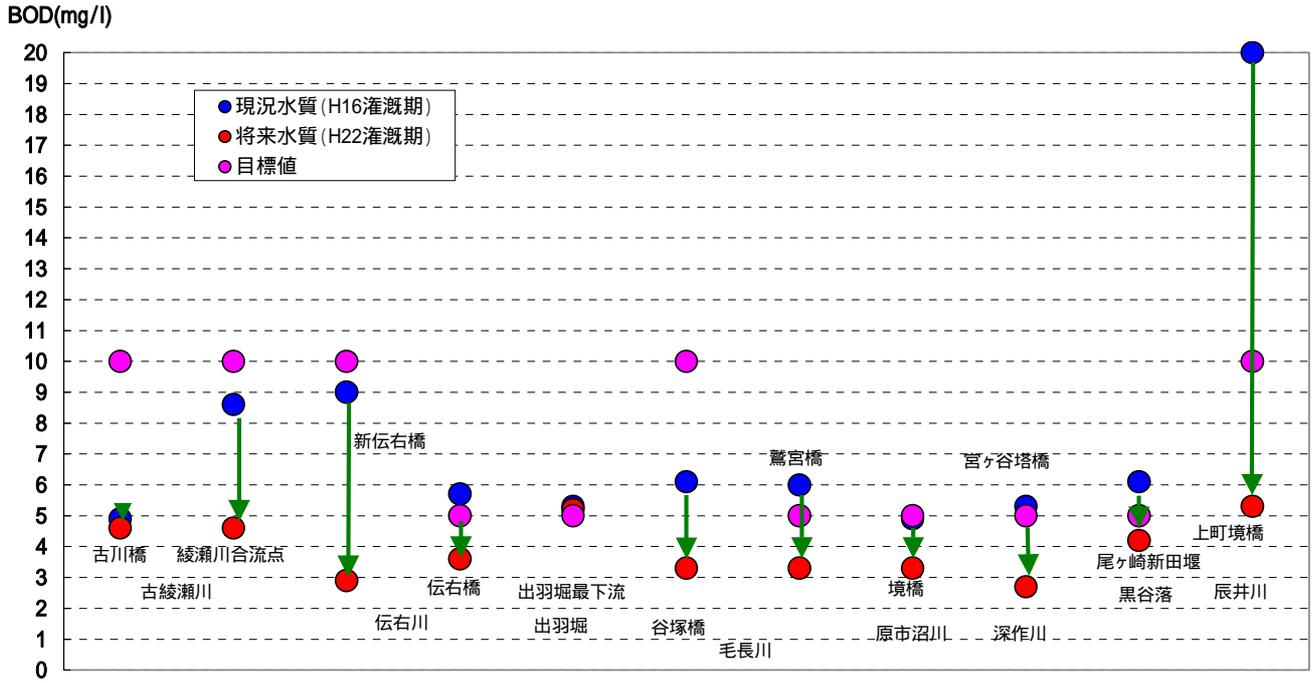


図 -21 将来水質予測結果(支川灌漑期)

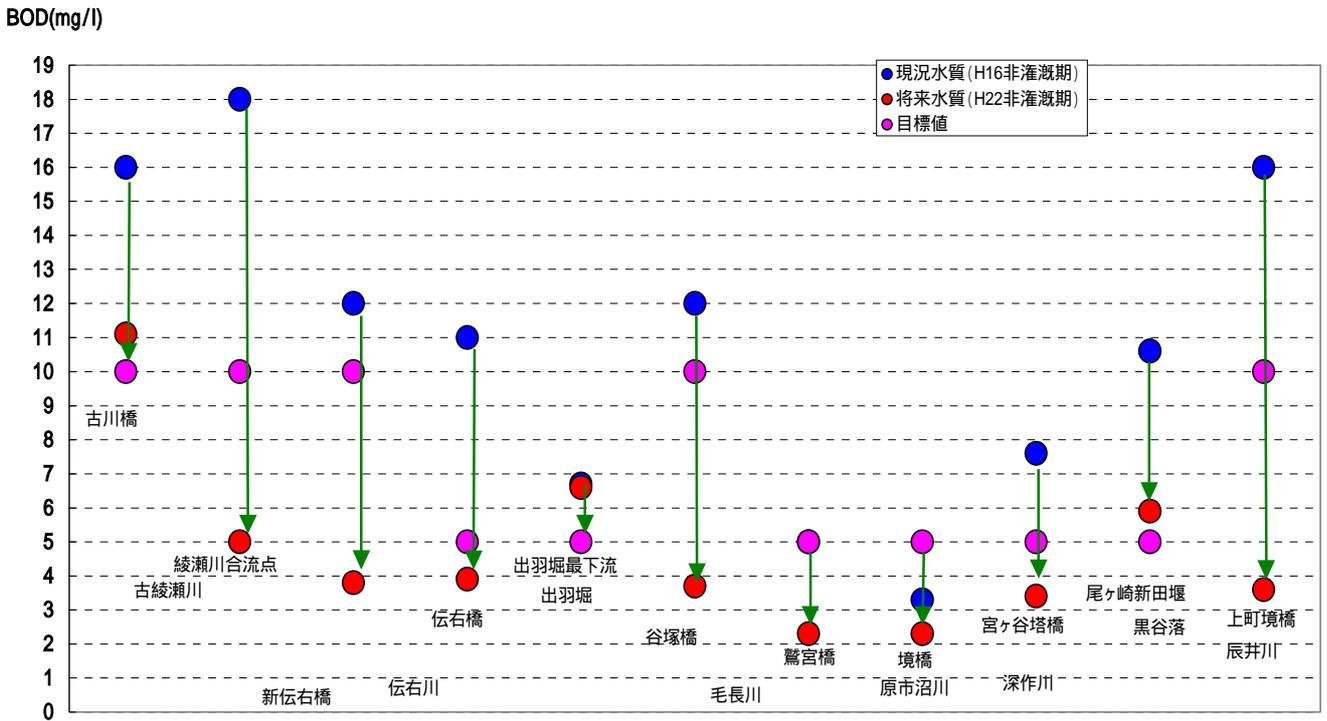


図 -22 将来水質予測結果(支川非灌漑期)

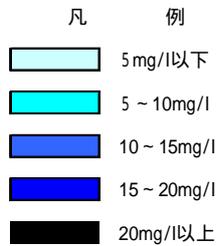
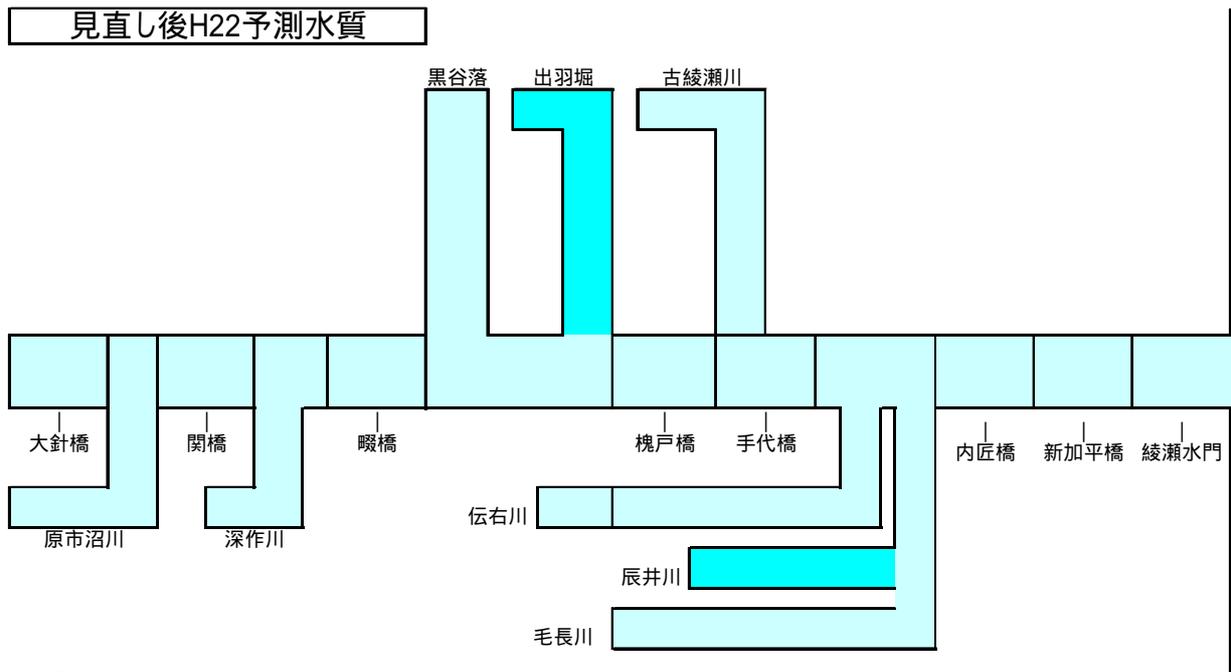
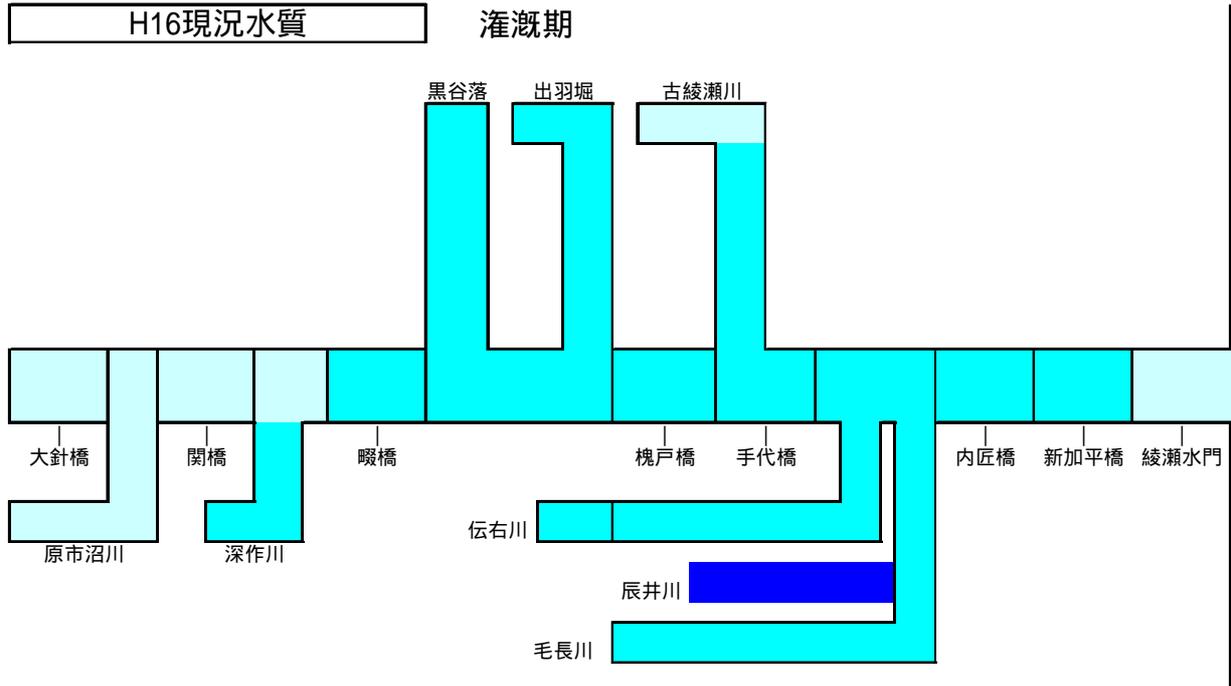


図 -23 将来水質 (BOD) の予測結果模式図 (灌漑期)

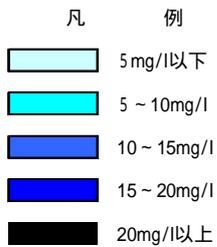
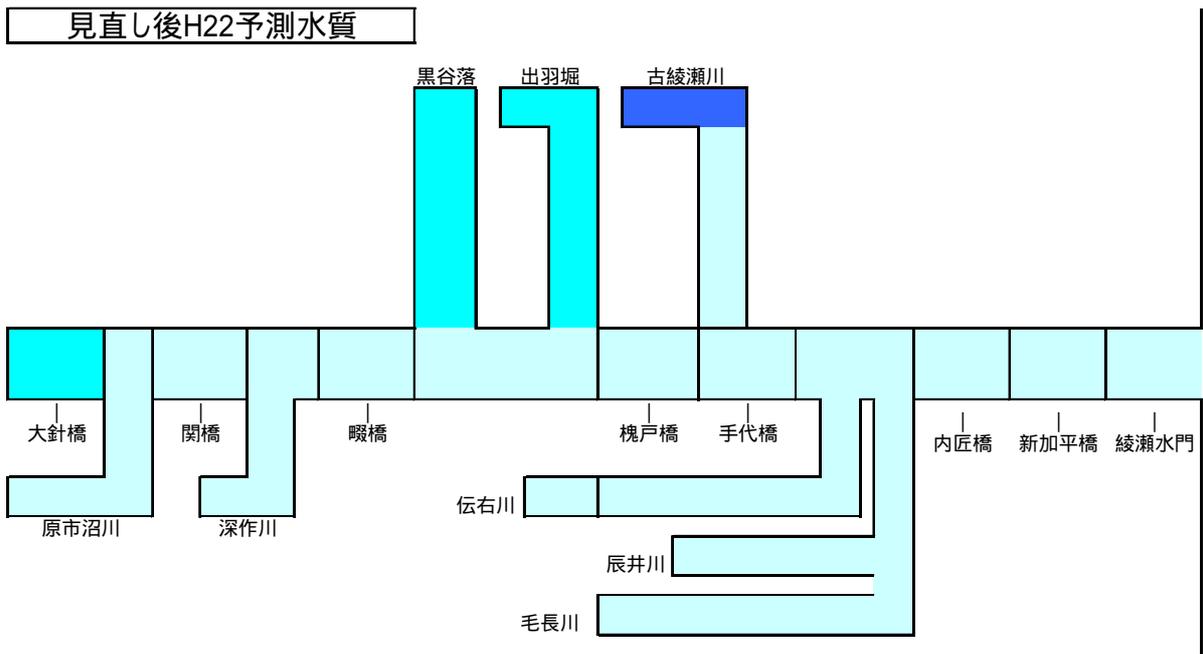
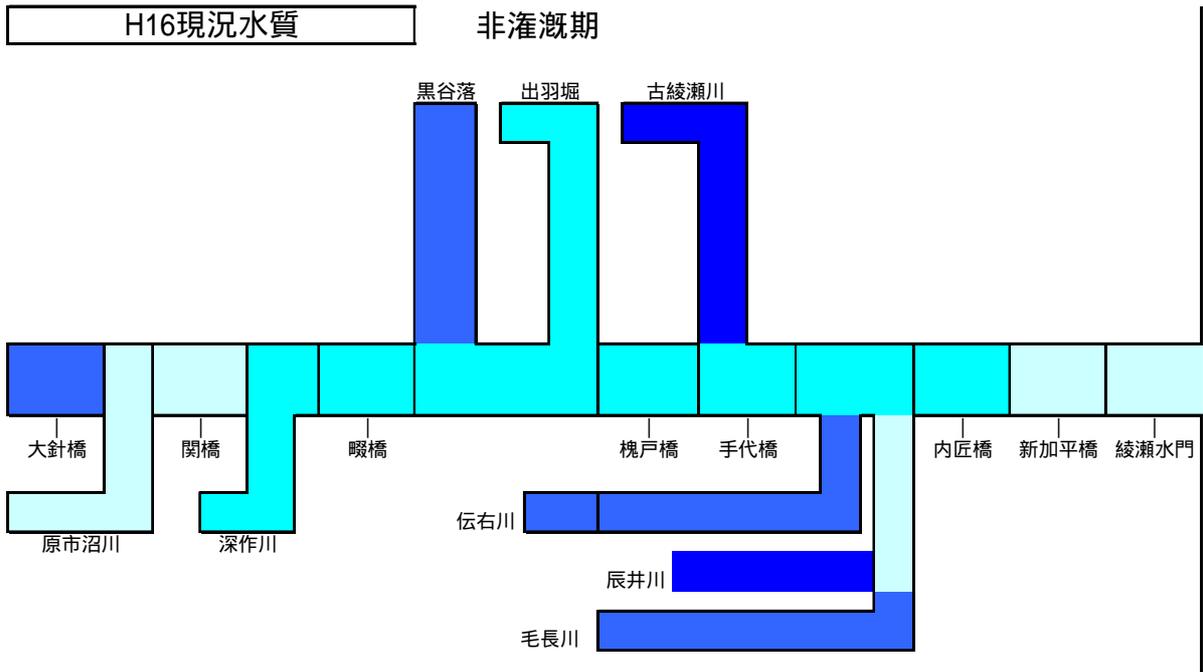


図 -24 将来水質 (BOD) の予測結果模式図 (非灌漑期)

6 フォローアップ計画

(1) 基本方針

設定した目標を達成していくためには、計上した施策をそれぞれの主体ができるところから着実にやっていくことが必要である。そのため、施策を毎年検証・評価していくことによって、施策や指標を改善し、より良好な水環境改善を図り、綾瀬川清流ルネッサンス 行動計画を実効あるものとしていくものとする。

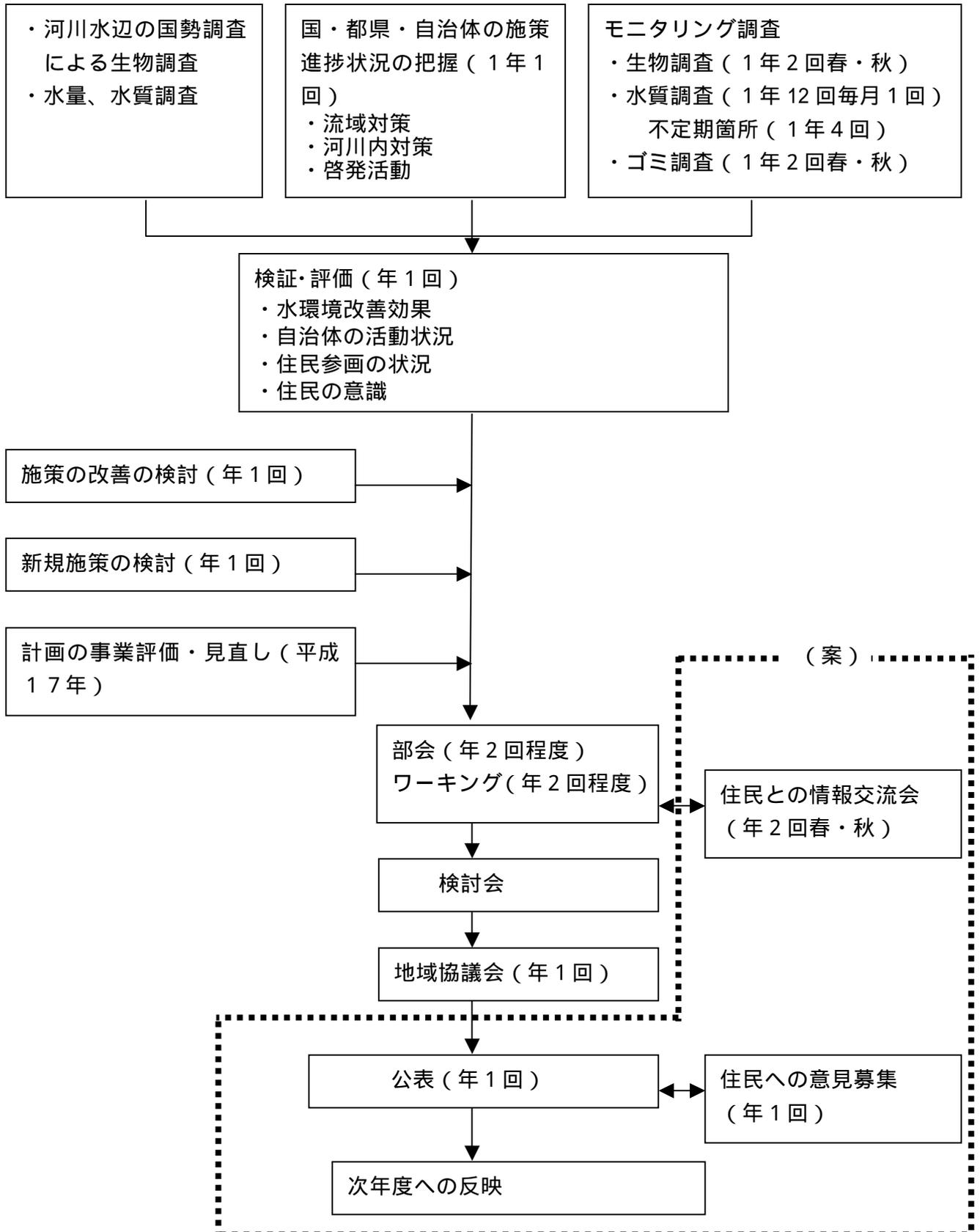
そのためには、行政だけでなく、住民の積極的な関わりを必要とし、施策で掲げたモニタリングを通じて行政と住民との協働・協創作業による実現を目指すものとする。

本計画では、以下に示す方針に基づき行動し、公表していくものとする。

- ・ 行政、市民団体、住民とのパートナーシップによる水環境改善
- ・ 誰もが気軽に自分のできる範囲での無理のない参画
- ・ 情報の共有と交流・発表の場
- ・ 検証・評価による改善効果の確保
- ・ 多地点でのきめ細かいモニタリングの実施

(2) フォローアップ計画

検証・評価は、以下の手順で毎年行い、公表し、施策の改善効果等を住民に公表する。



(3) 川の健康診断

綾瀬川流域の水環境改善の状況を行政や住民等流域全体で認識し、今後の水環境改善への目指すべき取り組みや地域の活動に資することを目的に、ハードな施策の実施による水環境改善の努力結果を施策編とし、水質調査等のソフトな事業による水環境の状況結果を水環境指標編として「川の健康診断」を実施していくものとする。

1) 施策編

綾瀬川流域の水環境の改善に向けて、沿川自治体・東京都・埼玉県・国が実施している施策の進捗による努力の状況を流域住民の方々にわかりやすく理解してもらうために、平成 12 年を基準に施策の進捗状況を総合的に評価し、目標に向けて行政が一体となって取り組むための目安とする。

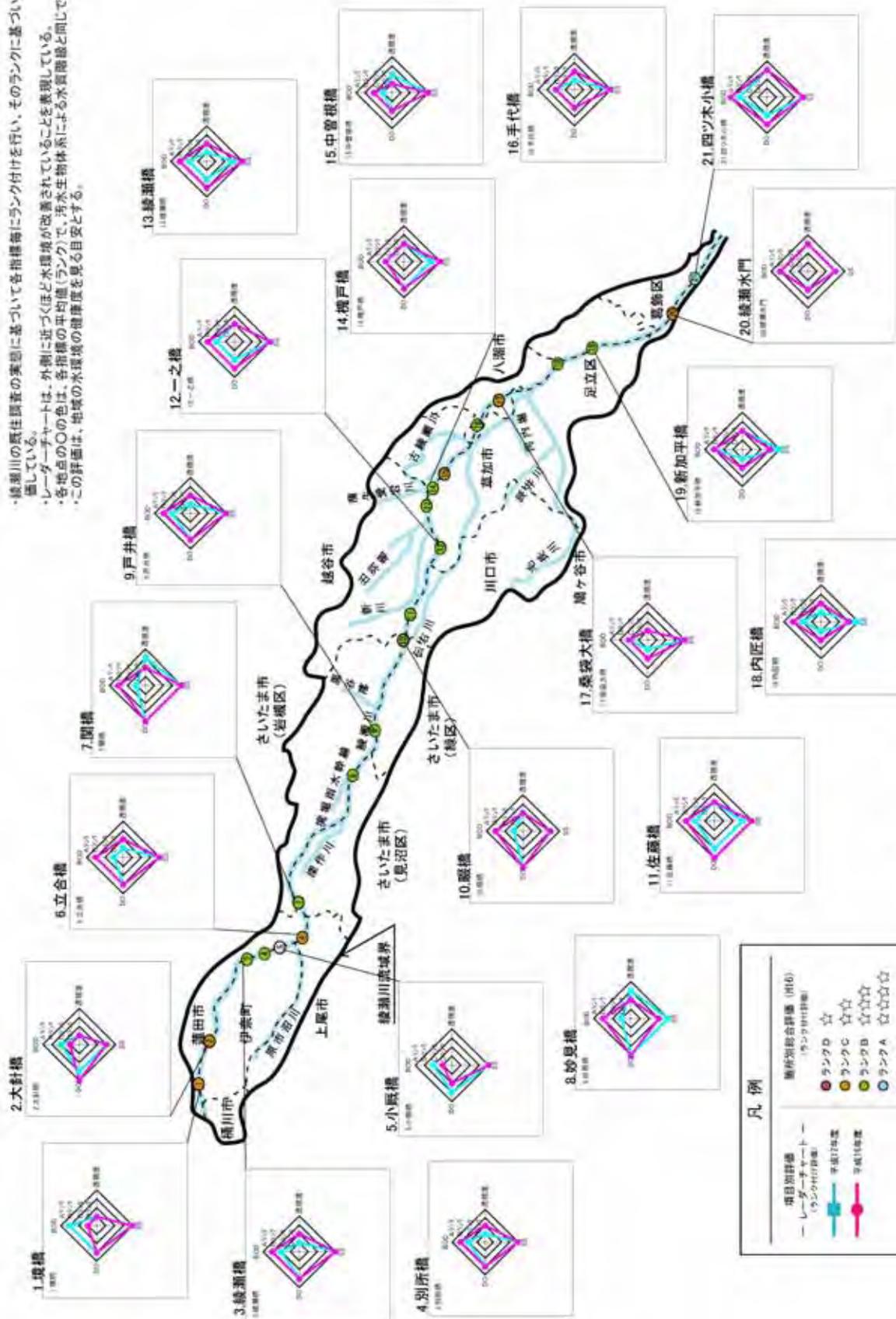
- ・ 行動計画上の各施策を評価
- ・ 目標（水質、流量、水環境、負荷量）に対して各施策毎の寄与度を評価・施策間の関連性を重視し、改善効果を総合評価
- ・ 上下流、支川毎に改善に向けた重点施策が異なるため、地域毎に評価
- ・ 水質モニタリングなど行動計画上の施策の実施状況や自治体の取り組み状況も評価に加味
- ・ 目標に対して改善されていない理由を抽出し、重点的に改善すべき地域や施策を抽出

2) 水環境指標編

綾瀬川流域の水環境の現状を流域住民の方々にわかりやすく理解してもらうために、沿川の各自治体の水質調査地点において、各年の水質、景観、生物などの調査結果を年間・期別に、平成12年を基準に各年毎にどのように水環境が改善されているかを示すとする。

- ・達成の可能性、容易性、重要度を加味し、各指標の関連性の持つ意味合いを認識させる指標
- ・流域住民、子どもたちにもわかりやすく、モニタリング等にも活用できる指標
- ・地域全体が改善していくことを実感できる指標
- ・きめ細かい評価地点の設定と総合的な評価が可能となる指標

- ・綾瀬川の既往調査の実態に基づいて各指標毎にランク付けを行い、そのランクに基づいて評価している。
- ・リーダーチャートは、外側に近づくほど水環境が改善されていることを表している。
- ・各地点の○の色は、各指標の平均値(ランク)で、汚水生物体系による水質評価と同じである。
- ・この評価は、地域の水環境の健康度を見る目安とする。



-21 ランク付けによる水環境の評価(本川:年間) 行政データ

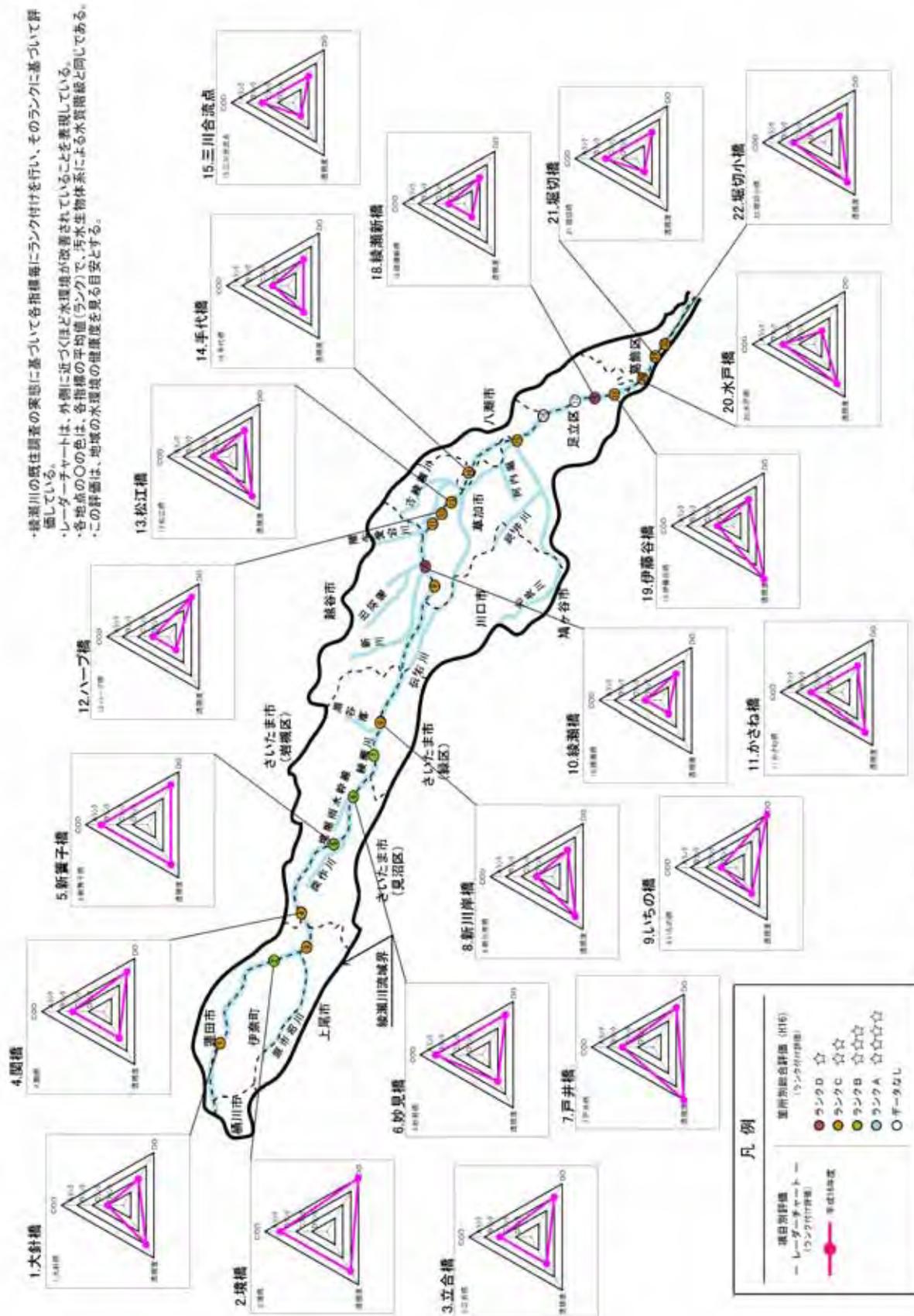


図 -22 ランク付けによる水環境の評価(本川:年間) 水環境モニターデータ

7 調査研究課題

(1) 親水空間の整備

水辺に触れ親しめる綾瀬川を目指し、流域内の適地を対象とした水辺の親水空間の整備を積極的に行っていく。

1) ラグーン脇の空き地の活用

綾瀬川本川の松原大橋下流付近に整備されているラグーン脇の空き地を利用して、新たに水辺に親しめる空間整備や浄化対策等の検討を行う。

2) 浄化施設と連携した空間整備

浄化施設の処理水の一部を活用し、親水水路やピオトープ整備、水辺に親しめる空間整備を進めていく。

3) 親水公園の整備

荒川左岸北部流域下水道の終末処理場である元荒川水循環センターは、綾瀬川の源流である桶川市に位置している。源流という綾瀬川の象徴的な場所に位置していることから、今後の地域の要請や周辺計画等を鑑み、必要に応じて周辺の埼玉県管理地を利用した親水公園の整備を検討していく。

(2) 水循環を考慮した下水処理水の適正な放流

元荒川水循環センターから綾瀬川への継続的な下水処理水の還元が望まれているが、その他健全な水循環からの視点を踏まえ、継続的・通年的な放流及び適正な放流位置・放流量等について検討を進めていく。

(3) 綾瀬川への流入水路等における浄化対策

綾瀬川清流ルネッサンス21計画の推進により、綾瀬川本川の水質は改善傾向を示しているが、合流する支川、水路等の流入水質は本川と比較して依然として高いレベルにある。水質浄化の効率を考慮すると、少水量、高濃度である流入支川及び水路における浄化対策が有効である。今後、流入支川及び水路における浄化対策について、積極的に検討を進めていくものとする。

(4) 雨水浸透施設等の設置

低水流量時における基底流量（自流量）の増加を図るため、綾瀬川流域においては、今後の開発行為等に際し、雨水浸透施設等の設置に対する指導、及び浸透性舗装の採用を積極的に推進するとともに、調査を実施する。

(5) 流域住民意見を集約するシステム作り

本計画では、綾瀬川の水環境改善状況（特に定性的な目標）の把握・評価手法として、水環境モニターの設置やアンケート調査の実施などを掲げているが、今後とも、より広く、多くの流域住民の声を取り入れていくシステムを構築していく必要がある。また、流域住民が綾瀬川に関する意見交換等を自由に行うことができる場の設置等（流域懇談会など）についても検討を進めていく。

(6) 綾瀬川における望ましい流量について

流域に山地を持たない綾瀬川では、人為的な排水（農水、生活排水等の流入）による流量変動が最も大きいと考えられる。しかし、非感潮区域における流量観測地点が礮橋のみであるなど、水の循環・往来に関する情報が乏しい状況となっている。また、隣接している綾瀬川と伝右川との水の往来や支川流量についても不明な点が多い。

従って、水収支に関する基礎資料の蓄積（綾瀬川本川における縦断的な流量変化、流入支川など区間流入量等）を図り、綾瀬川における望ましい流量について調査・研究を進めていく必要がある。

(7) 新たな水質問題について

綾瀬川においては、水質汚濁の他、ダイオキシンや環境ホルモン等の汚染についても重要な課題となっている。従って、今後とも基礎データの蓄積を図り、汚染状況等について把握していくとともに、適切な対応について調査・研究を進めていく必要がある。

(8) 水循環に関する総合施策の検討

水質汚濁や化学物質等による汚染、綾瀬川の水辺空間の活用、生物の生息環境の保全・創出、雨水の有効利用や地下浸透による洪水防止、地下水の適正利用等による地盤沈下対策、更には渇水時や震災に備えた危機管理対策など、水循環に関する施策は相互に関連性を持っている。

今後は、綾瀬川の水循環に関する基礎資料の整理及び蓄積を図り、各関係機関等との調整を含め、水循環に関する総合的な施策の検討を進めていく必要がある。

(9) 生物に優しい川づくり

綾瀬川は、河床勾配が緩く、河床材料も砂や泥で構成されている。また、下流域は感潮区間であり、市街地を流下しているため背後地に余裕がないなど、河川環境を形作る構成要素に制約条件が多い河川である。

今後は、水生生物の生息及び生育環境の保全・創出施策として、綾瀬川にふさわしく実施可能な工法等について検討を進めるとともに、多自然型川づくりに反映していくことが必要である。また、これらの検討を踏まえた自然再生計画等の調査を進めていくものとする。

(10) 綾瀬川における新たな水文化の創出

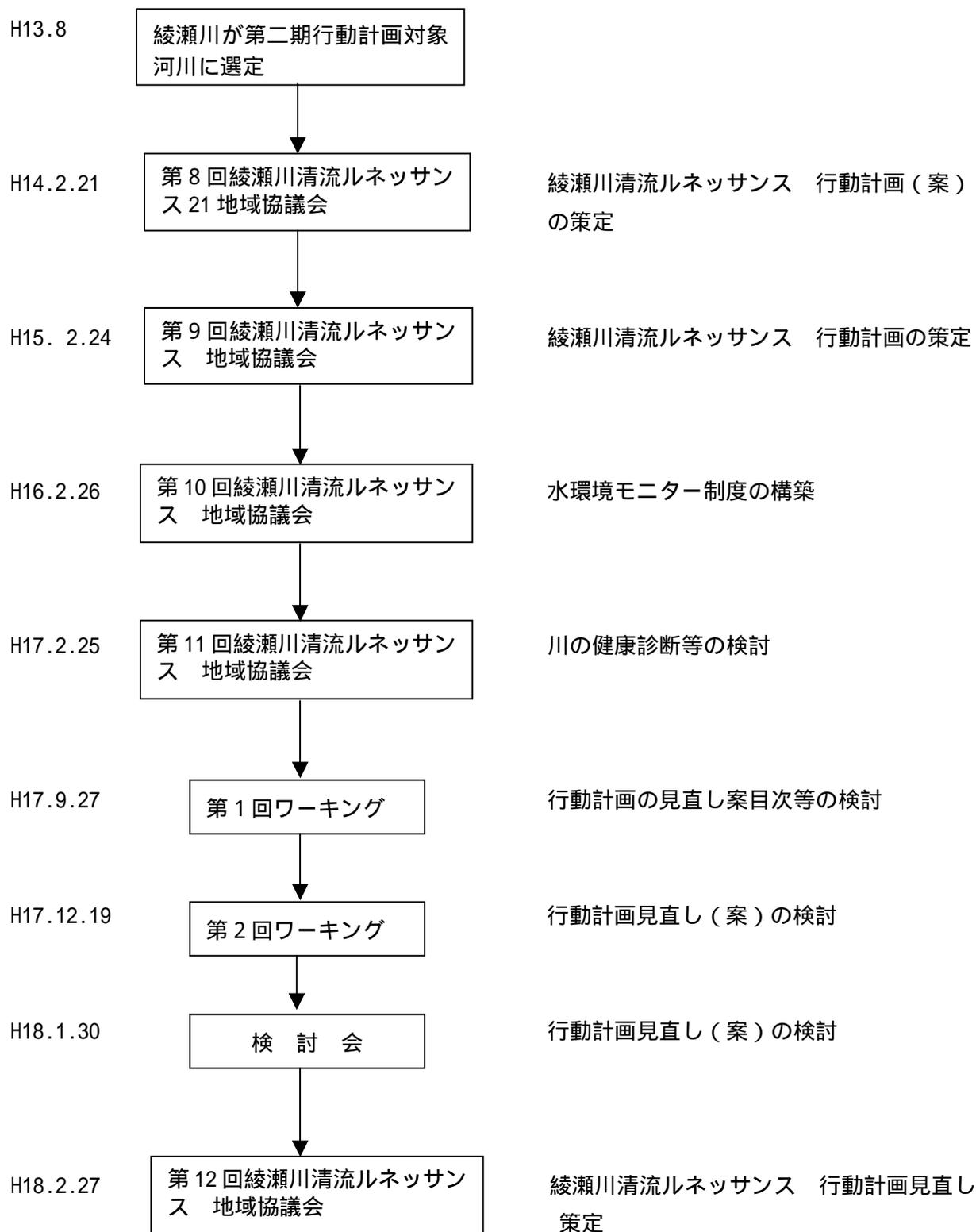
本計画を推進し、水質汚濁の解消、水辺へのアクセス性の向上など良好な水環境へと改善していくことにより、都市域における貴重な水辺空間として綾瀬川の新たな活用、役割が期待されると考えられる。

従って、流域住民のニーズを踏まえ、綾瀬川の新たな水利用方策や綾瀬川との関わり方、環境教育への教材としての活用等について、地域に根付かせていくことが必要となる。

参考資料

1 地域協議会経緯とメンバー

(1) 地域協議会の経緯



(2) 地域協議会委員

所 属	氏 名
東京大学工学部名誉教授	会長 藤田 賢二
早稲田大学理工学部教授	鮎川 登
東京理科大学理工学部教授	柏谷 衛
東京海洋大学講師	盛下 勇
埼玉県環境部長	飯島 正美
埼玉県県土整備部長	小沢 隆
埼玉県都市整備部長	樋口 和男
東京都都市整備局都市基盤部長	成田 隆一
東京都環境局自然環境部	福島 章人
東京都建設局河川部長	野村 孝雄
東京都下水道局計画調整部長	中村 益美
さいたま市長	相川 宗一
川口市長	岡村 幸四郎
上尾市長	新井 弘治
草加市長	木下 博信
越谷市長	板川 文夫
鳩ヶ谷市長	名倉 隆
桶川市長	岩崎 正男
八潮市長	多田 重美
蓮田市長	樋口 暁子
伊奈町長	野川 和好
足立区長	鈴木 恒年
葛飾区長	青木 勇
国土交通省関東地方整備局河川部長	松本 直也
国土交通省関東地方整備局建政部長	長谷川 新
国土交通省荒川下流河川事務所長	岡村 次郎
国土交通省江戸川河川事務所長	高柳 淳二

敬省略 平成18年3月現在

(3) 検討会のメンバー

所 属	役 職
埼玉県環境部	水環境課長
埼玉県県土整備部	河川砂防課長
埼玉県都市整備部	下水道課長
東京都都市計画局都市基盤部	施設計画課長
東京都環境局自然環境部	水環境課長
東京都建設局河川部	副参事
東京都下水道局計画調整部	計画課長
さいたま市環境経済局環境部	環境部長
さいたま市建設局土木部	土木部長
さいたま市建設局下水道部	下水道部長
川口市建設部	建設部長
川口市環境部	環境部長
川口市下水道部	下水道部長
上尾市環境経済部	環境経済部長
上尾市建設部	建設部長
草加市市民生活部	市民生活部長
草加市建設部	建設部長
越谷市建設部	建設部長
越谷市環境経済部	環境経済部長
鳩ヶ谷市都市建設部	都市建設部長
鳩ヶ谷市市民部	市民部長
桶川市市民生活部	市民生活部長
桶川市都市整備部	都市整備部長
八潮市環境経済部	環境経済部長
八潮市建設部	建設部長
蓮田市都市整備部	都市整備部長
蓮田市市民経済部	市民経済部長
伊奈町環境対策課	環境対策課長
伊奈町土木課	土木課長
伊奈町都市整備課	都市整備課長
足立区土木部	土木部長
足立区環境部	環境部長
葛飾区都市整備部	都市整備部長
葛飾区環境部	環境部長
国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課	河川計画課長
国土交通省関東地方整備局河川部河川環境課	河川環境課長
国土交通省関東地方整備局河川部河川管理課	河川管理課長
国土交通省関東地方整備局河川部地域河川課	地域河川課長
国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課	都市整備課長
国土交通省荒川下流河川事務所	工事施工管理官
国土交通省江戸川河川事務所(座長)	副所長
国土交通省江戸川河川事務所流水調整課	流水調整課長

敬省略

(4) ワーキングのメンバー

所 属	氏 名
埼玉県環境部水環境課	ふるさとの川再生担当
埼玉県県土整備部河川砂防課	中川・綾瀬川流域担当
埼玉県都市整備部下水道課	計画担当
東京都都市計画局都市基盤部施設計画課	施設計画係
東京都環境局自然環境部水環境課	河川水質係
東京都建設局河川部計画課	環境計画担当係
東京都下水道局計画調整部計画課	基本計画主査
さいたま市環境経済局環境部	廃棄物政策課
さいたま市環境経済局環境部	環境対策課
さいたま市建設局土木部	河川課
さいたま市建設局下水道部	下水道計画課
川口市建設部	河川課
川口市環境部	環境保全課
川口市下水道部	下水道推進課
上尾市環境経済部	環境対策課
上尾市建設部	下水道建設課
上尾市建設部	河川課
草加市市民生活部	環境課
草加市建設部	河川課
草加市建設部	下水道課
越谷市建設部	下水道課
越谷市建設部	治水課
越谷市環境経済部	環境保全課
鳩ヶ谷市都市建設部	建設課
鳩ヶ谷市都市建設部	下水道課
鳩ヶ谷市市民部	環境管理課
桶川市市民生活部	環境課
桶川市都市整備部	河川課
桶川市都市整備部	下水道課
八潮市環境経済部	環境課
八潮市建設部	道路治水課
八潮市建設部	下水道課
蓮田市都市整備部	土木課
蓮田市都市整備部	下水道課
蓮田市市民経済部	生活環境課
伊奈町環境対策課	環境対策課

伊奈町土木課	土 木 課
伊奈町都市整備課	都市整備課
足立区土木部	計画調整課
足立区環境部	環境推進課
葛飾区都市整備部	街づくり調整課
葛飾区環境部	環 境 課
国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課	河川計画課
国土交通省関東地方整備局河川部河川環境課	河川環境課
国土交通省関東地方整備局河川部河川管理課	河川管理課
国土交通省関東地方整備局河川部地域河川課	地域河川課
国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課	都市整備課
国土交通省荒川下流河川事務所	水環境改善推進室
国土交通省江戸川河川事務所（座長）	流水調整課

敬省略